

第98期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時 | 2023年6月29日 (木曜日)
午前10時 受付開始：午前9時

開催
場所 | 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティホール
(ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)

会場についての詳細は、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

目次

第98期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
第98期定時株主総会招集ご通知 添付書類	
事業報告	32
連結計算書類	62
計算書類	64
監査報告	66



探索精神と
多様な技術の融合で、
地球を笑顔にする。

マテリアルの知恵で
"未来"に貢献する、
事業創発カンパニー。

第98期定時株主総会招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時 受付開始：午前9時

場所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティホール（ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階）

目的事項 **報告事項** ▶第98期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
▶第98期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
<株主提案（第5号議案から第9号議案まで）>
第5号議案 自己株式取得の件
第6号議案 取締役の責任免除の件
第7号議案 資本コストの開示に関する定款変更の件
第8号議案 定款の一部変更の件
第9号議案 定款の一部変更の件（総選挙の実施について）

株主提案（第5号議案から第9号議案まで）の議案の要領は、後記の株主総会参考書類（27ページから31ページまで）に記載のとおりであります。

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社の第98期定時株主総会を6月29日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第98期の事業の概要等につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2023年6月5日
（電子提供措置の開始日 2023年5月29日）

代表取締役社長

納 武 士



議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、前記のとおり**株主提案**がなされております。その内容は後記の株主総会参考書類に第5号議案から第9号議案として記載しておりますが、**取締役会としてはこれらの議案に反対していません。**

その他株主総会招集に関する事項

当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月28日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

当社定款の定めにより、代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。また、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

株主総会資料（交付書面）の一部省略事項

株主様に書面にてお届けしております株主総会資料のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、交付書面には記載していません。なお、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、ならびに、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には以下の書類も含まれております。

- | | | |
|--------|---|--|
| 事業報告 | ： | 「研究開発および資源開発の状況」、「財産および損益の状況の推移」、「主要拠点等」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「株式の状況」、「会計監査人の状況」および「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」 |
| 連結計算書類 | ： | 「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 |
| 計算書類 | ： | 「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 |

電子提供に関する 事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下インターネット上の当社ウェブサイト「第98期定時株主総会招集ご通知」および「第98期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（株主総会）

▶ https://www.mitsui-kinzoku.com/toushi/stock_info/shareholders_meeting/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「三井金属」、または証券コード欄に「5706」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項について、修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

次回以降の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様へ

① 株主総会資料の電子提供制度の概要

2022年9月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会資料の電子提供制度（以下「本制度」という。）が導入されました。本制度は、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトへのアクセス方法を記載した招集ご通知（以下「通知書面」という。）をお送りすることにより、株主総会資料を提供することができる制度です。本制度では、株主様へお届けする通知書面は、簡易なお知らせ（株主総会資料をウェブサイトに掲載したこと、およびウェブサイトのアドレス等を記載した通知）のみで足りることとなります。

本制度は、すべての上場企業に対して強制適用されることから、当社では、2023年6月29日開催の第98期定時株主総会より適用されます。

② 当社の対応方針

当社第98期定時株主総会につきましては、本制度の適用後最初の株主総会であることを踏まえ、経過的な措置として、全ての株主様に対して、株主総会資料（交付書面）の一部省略事項を除く株主総会資料を議決権行使書と共に書面にてお届けいたしました。

次回以降の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、次回の議決権基準日（定時株主総会については3月31日）までにお早めに株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）またはお取引の証券会社で「書面交付請求」のお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙をご持参ください。



株主総会開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない方



郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案の賛否をご記入ください。



行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットでご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトにごアクセスいただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

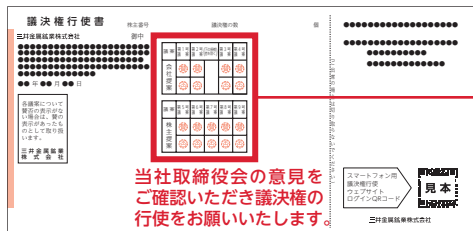
<https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第1、3、4号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

株主提案（第5～9号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

会社提案（第2号議案）

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
全員否認する場合 「否」の欄に○印
一部の候補者を「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※インターネットによる議決権行使に必要な「議決権行使コード」と「パスワード」は裏面に記載されております。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限： 2023年6月28日（水曜日）午後5時入力分まで

『スマート行使』による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。

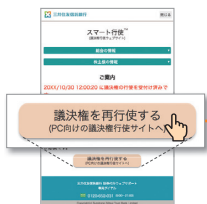


「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

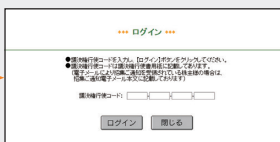
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリック

- 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

- 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力のうち、実際に使用する新しいパスワードを設定し、「**登録**」をクリック

- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様につきましては、予め申込みされた場合に限り、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会ライブ配信・事前質問の受付のご案内

株主総会ライブ配信

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットを利用したライブ配信を行います。

配信日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時から（午前9時30分頃開設予定）

【注意事項】

- ・ご視聴は株主様ご本人に限ります。
- ・ライブ配信の模様を録音、録画、公開等することはご遠慮ください。
- ・システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、一時中断などが発生する場合がございます。なお、通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねます。
- ・ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会の出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできませんので、議決権行使書またはインターネット等により事前の議決権行使をされますようお願い申し上げます。
- ・ご視聴頂くための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

事前質問の受付

株主の皆様からのご質問を以下のサイトで事前に承ります。特にご関心の高い事項に関するご質問を、株主総会当日に会場にて回答させていただきます。

受付期間

2023年6月5日（月曜日）から6月26日（月曜日）正午まで

【注意事項】

- ・ご質問は株主様ご本人に限ります。
- ・ご質問はできるだけ具体的・簡潔にお願いいたします。
- ・事前承ったすべてのご質問に対する回答をお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ご質問頂くための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

ログイン方法（株主総会ライブ配信・事前質問の受付共通）

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる株主ID（株主番号）・パスワード（郵便番号）を予めご用意のうえ、パソコンまたはスマートフォン等で下記に掲載したURLを直接ご入力いただくかQRコードを読み込むかの方法によりアクセスをお願いいたします（議決権行使書用紙を投函する前に必ず「株主番号」をお手元にお控えください）。

<https://www.virtual-sr.jp/users/mitsui-kinzoku98/login.aspx>



株主ID（株主番号）・パスワード（郵便番号）について

議決権行使書用紙に記載のある9桁の番号が株主番号です。

The image shows a proxy voting form (議決権行使書) with a red box highlighting the 9-digit shareholder ID (株主番号) field. The form includes fields for the shareholder ID, a grid for voting on various items, and a section for the shareholder's name and address. A QR code is also present on the form.

※議決権行使書用紙はイメージです。

株主ID（株主番号）

議決権行使書用紙に記載されている9桁の番号を半角数字で入力ください。

パスワード（郵便番号）

基準日時点の株主名簿上ご登録住所の「郵便番号」（ハイフンを除いた7桁の半角数字）を入力ください。

<会社提案 (第1号議案から第4号議案まで) >

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE (連結株主資本配当率) 3.0%を目途に配当を行うことを目標としております。

この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、財政状況、第98期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおり、前期より30円増配し、1株につき140円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 140円 総額 7,999,239,220円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

ご参考

資本政策の基本的な方針

当社は、資本政策の動向が株主の皆様の利益に重要な影響を与えることを踏まえて、資本政策の基本的な考え方は次のとおりとしております。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、国内のみならずグローバルに拡大する事業の基盤として必要な株主資本の水準を保持する。
- (2) 配当政策については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針としている。

具体的には、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE (連結株主資本配当率) 3.0%を目途に配当を行うことを目標とする。

なお、経営基盤強化と財務体質の改善の進捗に応じて、株主還元方針の見直しを行う。

●配当金・DOEの推移

	第95期	第96期	第97期	第98期
配当金 (単位:円)	70.0	85.0	110.0	140.0
DOE (%)	2.5	2.5	2.6	3.3

(注) 資本政策の基本的な方針は2023年3月期より変更しております。

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役8名は、本総会終結の時をもって全員の任期が満了いたします。つきましては、統合思考経営を実践するための経営体制を強化することを目的として取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであり、松永守央、戸井田和彦、武川恵子は、社外取締役の候補者であります。

なお、取締役候補者につきましては、社外取締役を委員長とする指名検討委員会において、多様性にも配慮しつつ、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討のうえ、その結果を踏まえて取締役会にて決定しております。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役 在任年数	取締役会 出席率	候補者属性	指名検討 委員会	報酬 委員会	内部監査 委員会
1	うの たけし 納 武士	代表取締役社長	—	8年	100%	再任	○	○	
2	きべ ひさかず 木部 久和	代表取締役 専務取締役	専務執行役員 経営企画本部長	3年	100%	再任			
3	つのだ さとし 角田 賢	専務取締役	専務執行役員 金属事業本部長	2年	100%	再任			
4	おかべ まさと 岡部 正人	常務取締役	常務執行役員 機能材料事業本部長 企画部長	1年	100%	再任			○
5	みやじ まこと 宮地 誠	取締役	常務執行役員 技術本部長 環境および安全衛生最高責任者	2年	100%	再任			
6	いけのぶ せいじ 池信 省爾	—	執行役員 経営企画本部副本部長 経営企画部長	—	—	新任			
7	まつなが もりお 松永 守央	社外取締役	—	7年	100%	再任	社外	独立	○ ◎ ○
8	といだ かずひこ 戸井田 和彦	社外取締役	取締役会議長	3年	100%	再任	社外	独立	◎ ○ ○
9	たけがわ けいこ 武川 恵子	社外取締役	—	2年	100%	再任	社外	独立	○ ○ ◎

(注) 1.地位、担当および各委員会の表示は、本招集ご通知発送日時時点の当社におけるものを記載しております。

2.指名検討委員会、報酬委員会、内部監査委員会の委員長には◎、委員には○を記載しております。

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者



再 任

所有する当社の株式数
23,900株取締役在任年数
8年

当期の出席状況

取締役会
100%(13回/13回)指名検討委員会
100%(7回/7回)報酬委員会
100%(10回/10回)

◆ 略歴、地位および担当

- 1986年 4月 当社入社
- 2010年 6月 Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn.Bhd. Managing Director
- 2013年10月 当社金属・資源事業本部リサイクル推進部長
- 2014年 4月 当社執行役員 金属事業本部金属事業部技術統括部長
- 2015年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年 6月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年10月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長兼企画部長
- 2016年 4月 当社代表取締役常務取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2020年 4月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 事業創造本部長
- 2021年 4月 当社代表取締役社長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

パウダーテック株式会社社外取締役

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの電子材料事業、機能材料事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、また将来の布石として成長商品・事業の創出のために事業創造本部を立ち上げるなど、現下の成長分野、今後成長が見込まれる分野を含め、当社の事業に深く精通しております。2020年に代表取締役副社長、2021年4月からは代表取締役社長として、当社グループを強いリーダーシップで牽引するとともに、当社の持続的成長を常に念頭に置いた経営を行い、中長期の企業価値向上に寄与しております。当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。納武士が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

候補者
番号

2

き べ ひさ かず
木部 久和

(1960年11月1日生)



再 任

所有する当社の株式数
15,300株

取締役在任年数
3年

当期の出席状況

取締役会
100%(13回/13回)

◆ 略歴、地位および担当

- 1985年 4月 当社入社
- 2009年 4月 当社部品事業本部自動車機器事業部経理部長
- 2013年10月 三井金属アクト株式会社 取締役兼常務執行役員
企画・管理本部長兼企画部長
- 2014年 4月 当社執行役員 金属事業本部長付
- 2014年 6月 当社執行役員 パンパシフィック・カップー株式会社 取締役執行役員
- 2015年10月 当社上席執行役員 関連事業統括部副事業統括部長
- 2016年 1月 当社上席執行役員 関連事業統括部長兼金属事業本部銅事業統括部長
- 2016年 4月 当社常務執行役員 関連事業統括部長兼金属事業本部銅事業統括部長
- 2018年 4月 当社常務執行役員 関連事業統括部長
- 2020年 6月 当社取締役兼常務執行役員 関連事業統括部長
- 2021年 4月 当社代表取締役専務取締役兼専務執行役員 関連事業統括部長
- 2021年 6月 当社代表取締役専務取締役兼専務執行役員 経営企画本部長 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの財務、経営企画、関係会社役員など幅広い経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。また、2016年に常務執行役員、2020年に取締役、2021年4月からは代表取締役専務取締役として当社の経営に参画するとともに、同年6月からは経営企画本部を統括し、当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。木部久和が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。



再任

所有する当社の株式数
15,100株取締役在任年数
2年

当期の出席状況

取締役会
100%(13回/13回)

◆ 略歴、地位および担当

- 1987年 4月 当社入社
- 2013年 4月 当社金属・資源事業本部亜鉛事業部長兼営業部長
- 2013年 6月 当社執行役員 金属・資源事業本部亜鉛事業部長
- 2014年 4月 当社執行役員 金属事業本部金属事業部副事業部長兼営業統括部長
- 2015年 4月 当社執行役員 金属事業本部金属事業部長兼営業統括部長
- 2015年10月 当社執行役員 パンパシフィック・カップー株式会社 取締役執行役員
- 2018年 4月 当社執行役員 金属事業本部副本部長兼銅事業統括部長
- 2019年 4月 当社常務執行役員 金属事業本部長
- 2021年 4月 当社常務執行役員 金属事業本部長兼企画部長
- 2021年 6月 当社取締役兼常務執行役員 金属事業本部長
- 2022年 6月 当社専務取締役兼専務執行役員 金属事業本部長 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの金属事業、経営企画、関係会社役員など幅広い経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。2019年に常務執行役員 金属事業本部長、2021年に取締役、2022年からは専務取締役として、当社の経営に参画するとともに、金属事業本部を統括し、当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。角田賢が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

候補者
番号

4

おか べ
まさ と
岡部 正人

(1963年5月5日生)



再 任

所有する当社の株式数
6,600株

取締役在任年数
1年

当期の出席状況

取締役会
100%(10回/10回)
内部監査委員会
100%(2回/2回)

◆ 略歴、地位および担当

- 1986年 4 月 当社入社
- 2010年 6 月 台湾銅箔股份有限公司 董事兼副總經理
- 2011年 6 月 当社電子材料事業本部企画部長
- 2013年 9 月 当社機能材料事業本部触媒事業統括部長付
- 2014年 1 月 当社機能材料事業本部触媒事業統括部営業部長
- 2015年10月 当社機能材料事業本部触媒事業部副事業部長兼営業部長
- 2016年 4 月 当社執行役員 機能材料事業本部触媒事業部長
- 2019年10月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼触媒事業部長
- 2020年 4 月 当社常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2022年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2023年 4 月 当社常務取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長兼企画部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの電子材料事業、機能材料事業において営業、企画の豊富な経験を通して事業戦略や営業・マーケティングに関する知見を持ち、当社の事業に深く精通しております。また、2020年に常務執行役員 機能材料事業本部長、2022年に取締役、2023年4月からは常務取締役として、当社の経営に参画するとともに、機能材料事業本部を統括し、当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。岡部正人が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

候補者
番号

5

みやじ
宮地

まこと
誠

(1964年1月30日生)



再任

所有する当社の株式数
8,600株

取締役在任年数
2年

当期の出席状況

取締役会
100%(13回/13回)

◆ 略歴、地位および担当

- 1986年4月 当社入社
- 2010年4月 当社機能材料事業本部電池材料事業部技術部長
- 2011年6月 当社機能材料事業本部電池材料事業統括部長兼品質保証部長
- 2014年4月 当社執行役員 機能材料事業本部電池材料事業部長兼製造部長
- 2015年4月 当社執行役員 機能材料事業本部触媒事業部長兼製造部長
- 2015年10月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼触媒事業部長兼製造部長
- 2016年4月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼機能粉事業部長
- 2018年4月 当社執行役員 経営企画本部人事部長兼経営企画部秘書室長
- 2021年4月 当社執行役員 経営企画本部経営企画部秘書室長
- 2021年6月 当社取締役兼執行役員 環境および安全衛生最高責任者
- 2023年4月 当社取締役兼常務執行役員 技術本部長兼環境および安全衛生最高責任者 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの機能材料事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、当社の事業に深く精通しております。また、2014年からは執行役員として電池材料事業部長、触媒事業部長、機能粉事業部長、人事部長を歴任しました。

また、2021年からは取締役として、当社の経営に参画するとともに、環境および安全衛生最高責任者として、また、2023年4月からは技術本部長として、生産技術部、品質保証部、保安環境部、知的財産部を統括し、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の技術基盤の強化や人材育成に取り組んでおります。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。宮地誠が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

候補者
番号

6

いけ のぶ せい じ
池信 省爾

(1971年2月12日生)



新 任

所有する当社の株式数
1,900株

取締役在任年数

—

当期の出席状況

取締役会

—

◆ 略歴、地位および担当

- 1995年4月 当社入社
- 2013年6月 当社金属・資源事業本部技術統括部技術企画部長
- 2015年1月 当社機能材料事業本部銅箔事業部生産企画部上尾事業所長
- 2016年4月 当社金属事業本部企画部長
- 2020年4月 当社金属事業本部企画部長兼銅・貴金属事業部副事業部長兼事業推進部長
- 2021年4月 当社執行役員 経営企画本部経営企画部長
- 2022年4月 当社執行役員 経営企画本部経営企画部長兼経営企画部事業室長
- 2023年4月 当社執行役員 経営企画本部副本部長兼経営企画部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの金属事業、機能材料事業、経営企画など幅広い経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。また、2021年に執行役員 経営企画部長に就任し、2023年からは経営企画本部 副本部長として当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。池信省爾が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。



再 任

社 外

独 立

◆ 略歴、地位および担当

- 1977年 8 月 米国テネシー大学博士研究員
- 1996年 9 月 九州工業大学工学部教授
- 2003年 4 月 同大学工学研究科機能システム創成工学専攻教授
- 2010年 4 月 国立大学法人九州工業大学学長
- 2016年 6 月 公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長（現任）
- 2016年 6 月 当社社外取締役（現任）
- 2018年 6 月 黒崎播磨株式会社社外監査役（現任）
- 2022年 2 月 一般社団法人表面技術協会会長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

- 公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長
- 黒崎播磨株式会社社外監査役
- 一般社団法人表面技術協会会長

◆ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

工学における専門知識と大学教授および国立大学法人の学長としての組織運営の経験を有しております。

これまでに社外取締役、社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、この豊富な知識・経験を活かし、中長期的な企業価値向上の観点から、社内の常識にとらわれない経営陣から独立した立場で積極的に意見を述べることで、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上に寄与することを期待し、社外取締役の候補者といたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

所有する当社の株式数
5,500株

社外取締役在任年数
7年

当期の出席状況

- 取締役会
100%(13回/13回)
- 指名検討委員会
100%(7回/7回)
- 報酬委員会
100%(10回/10回)
- 内部監査委員会
100%(3回/3回)

- (注) 1. 松永守央と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
2. 当社は、松永守央を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。松永守央が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

候補者
番号

8

と い だ かず ひこ
戸井田 和彦 (1952年7月2日生)



再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数
1,200株

社外取締役在任年数
3年

当期の出席状況

取締役会
100%(13回/13回)
指名検討委員会
100%(7回/7回)
報酬委員会
100%(10回/10回)
内部監査委員会
100%(3回/3回)

◆ 略歴、地位および担当

1975年 4月 日産自動車株式会社入社
2001年 4月 同社常務 (SVP) グローバルアフターセールス担当
2005年 4月 同社常務 (SVP) 日本マーケティング&セールス担当MC-Dealer議長
2009年 4月 株式会社ファルテック取締役副社長
2009年 4月 株式会社アルティア取締役会長
2010年 4月 株式会社ファルテック代表取締役社長、CEO
2017年 4月 同社代表取締役会長
2017年 6月 同社相談役
2018年 4月 学校法人立教学院常務理事
2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
2020年 9月 学校法人立教学院理事長
2022年 6月 当社取締役会議長 (現任)
2023年 4月 立教大学応用人工知能イノベーションセンター アドバイザー (現任)
2023年 4月 Penetrate of Limits株式会社顧問 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

立教大学応用人工知能イノベーションセンター アドバイザー
Penetrate of Limits株式会社顧問

◆ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日産自動車株式会社で営業部門を中心に商品企画、販売促進、販売会社の立ち上げなど幅広い業務を行い、業務執行者としての経験を有するほか、株式会社ファルテックにおいては代表取締役社長として当時の東京証券取引所一部上場を実現しました。2020年から2022年までは学校法人立教学院理事長を務めており、豊富な知識・経験を有しております。
幅広い業務経験や、経営者としての豊富な知識と経験を活かし、中長期的な企業価値向上の観点から、社内の常識にとらわれない経営陣から独立した立場で積極的に意見を述べることで、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上に寄与することを期待し、社外取締役の候補者としたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 戸井田和彦と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
2. 当社は、戸井田和彦を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。戸井田和彦が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。



再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数
1,500株

社外取締役在任年数
2年

当期の出席状況

取締役会
100%(13回/13回)
指名検討委員会
100%(7回/7回)
報酬委員会
100%(10回/10回)
内部監査委員会
100%(3回/3回)

◆ 略歴、地位および担当

1981年4月 総理府（現内閣府）入府
2008年7月 内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当）
2009年7月 内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
2012年12月 内閣府大臣官房政府広報室長
2014年7月 内閣府男女共同参画局長
2019年4月 学校法人昭和女子大学教授
2019年6月 当社社外監査役
2019年6月 日本電信電話株式会社社外取締役
2020年4月 学校法人昭和女子大学グローバルビジネス学部長
2020年4月 学校法人昭和女子大学女性文化研究所長（現任）
2021年4月 学校法人昭和女子大学特命教授（現任）
2021年4月 積水ハウス株式会社社外取締役（現任）
2021年6月 当社社外取締役（現任）

◆ 重要な兼職の状況

学校法人昭和女子大学女性文化研究所長
学校法人昭和女子大学特命教授
積水ハウス株式会社社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

内閣府大臣官房政府広報室長や男女共同参画局長を歴任し、女性活躍推進など政策の立案・実行に携わった豊富な知識・行政経験を有しております。
これまでに社外取締役、社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、多様な見識、専門性、能力および当社社外監査役として得た知見を活かし、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上に寄与することを期待し、社外取締役の候補者となりました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 武川恵子と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
2. 当社は、武川恵子を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。武川恵子が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役井上宏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、改めて選任をお願いするものであります。その候補者は、次のとおりであります。

なお、井上宏は社外監査役の候補者であります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者

いの うえ ひろし
井上 宏

(1957年6月17日生)



再 任

社 外

独 立

◆ 略歴、地位および担当

- 1985年 4月 検事任官
- 2012年 1月 法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）
- 2012年11月 奈良地方検察庁検事正
- 2014年 7月 法務省入国管理局長
- 2017年 3月 最高検察庁監察指導部長
- 2017年 6月 名古屋地方検察庁検事正
- 2018年 2月 札幌高等検察庁検事長
- 2020年 1月 福岡高等検察庁検事長
- 2020年10月 弁護士登録、桃尾・松尾・難波法律事務所入所（現任）
- 2021年 6月 当社社外監査役（現任）

◆ 重要な兼職の状況

弁護士

◆ 社外監査役候補者とした理由

検事および弁護士としての法曹界における豊富な知識・経験を有しております。これまで社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、2021年に当社社外監査役に就任して以来、これまでの経験、専門知識を当社監査に活かすことで、企業価値向上に寄与しております。以上のことから、引き続きその職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者いたしました。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

所有する当社の株式数
1,300株
社外監査役在任年数
2年
当期の出席状況
取締役会
100% (13回/13回)
監査役会
100% (13回/13回)
指名検討委員会
100% (7回/7回)
報酬委員会
100% (10回/10回)

- (注) 1. 井上宏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
2. 当社は、井上宏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。井上宏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

以下のスキルマトリクスにおけるスキルは、指名検討委員会において、当社の「パーパス」、「全社ビジョン」、特に「22中計」を遂行するうえで必要なものを選定しております（「22中計」につきましては42ページから44ページをご参照ください。）。

(1) 必要なスキルとして選定した理由およびその充足条件

スキル	スキルを選定した理由	充足条件
企業経営	パーパス、ビジョンに向けた22中計実行のためには、戦略策定と統合思考経営・両利きの経営を実践できる能力、経験とリーダーシップが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・上場企業ないしこれに準ずる企業での取締役としての経営経験 ・経営企画部門の役員
事業戦略	事業の継続的成長の実現には、競争優位性確立可能な戦略の立案・実行ができる知識と経験が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・機能材料・金属・モビリティ事業の事業戦略の立案実行により一定の成果を得た経験
財務会計	経営の根幹を支える財務基盤の強靱化、持続的な企業価値向上に向けた成長投資と株主還元強化の実現する財務戦略の策定には、財務・会計に関する知識と経験が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・財務管理・経理・資金調達関連部門の役員ないしこれに準ずる経験
技術/研究開発/DX	会社の成長の原動力は、新しい商品・事業の創出と既存事業の深化が必要であり、独自技術による開発と高度な生産技術・DXによる効率化が不可欠であるため	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・生産技術、DX部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・学識経験者
営業/マーケティング	ビジネス環境、取引先などのステークホルダーとの関係に精通し、商品企画と販売戦略の立案および実行ができる知識と経験が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・営業・マーケティング部門の役員ないしこれに準ずる経験
人事人材開発	会社の最重要資源である人材の確保・育成、エンゲージメント向上のための動きが向上、ダイバーシティの推進が業績に直結するため	<ul style="list-style-type: none"> ・人事関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・官公庁での経験、学識経験者
法務/リスク管理	事業活動における適切なガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントの実践、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも法務知識と経験が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法務関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・法曹関連実務経験者・資格保有者 ・官公庁での経験、学識経験者
国際性	グローバル企業として生き残るためには、国ごとの文化や多様性を深く理解し尊重する必要があるため	<ul style="list-style-type: none"> ・海外法人における役員経験ないしビジネス経験 ・海外での学術経験者
サステナビリティ/経済安全保障	社会に必要とされ続けるためには、環境への配慮や公正な事業慣行の維持、経済安全保障への対応が必要であり、事業に関することを含めた高度な知識と長期的視点、対応力が求められるため	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部門の役員経験者とESG/CSR関連部門の役員、ないしこれに準ずる経験 ・官公庁での経験、学識経験者 ・コンサルタント

(2) 役員のスキル構成について

氏名	地位	担当	保有しているスキルと特に期待されるスキル									
			企業経営	事業戦略	財務会計	技術/ 研究開発/ DX	営業/ マーケティング	人事 人材開発	法務 リスク管理	国際性	サステナビリティ/ 経済安全 保障	
納 武士	代表取締役社長		●	○		●					○	●
木部 久和	代表取締役 専務取締役	専務執行役員 経営企画本部長	●	○	●				●	○	●	●
角田 賢	専務取締役	専務執行役員 金属事業本部長		●			●				○	○
岡部 正人	常務取締役	常務執行役員 機能材料事業本部長		●			●				●	○
宮地 誠	取締役	常務執行役員 技術本部長 環境および安全衛生最高責任者		●		●		○			○	○
池信 省爾	取締役	執行役員 経営企画本副本部長 経営企画部長	●	○		●				●		
松永 守央	社外取締役					●		○			○	○
戸井田和彦	社外取締役	取締役会議長	●	○			●				○	○
武川 恵子	社外取締役							●	○		●	
沓内 哲	監査役				●						○	○
福本 浩敏	監査役			○		○					○	●
石田 徹	社外監査役								●		○	●
井上 宏	社外監査役							○	●			●

(注) 1.代表取締役等は本総会終結後に開催の取締役会にて決議される予定です。
2.表中の○は保有しているスキル、●は特に期待されるスキルを表しております。

ご参考

取締役および監査役の選任方針

当社は、社外取締役、社外監査役、社長、人事部担当取締役（または常務執行役員）からなる指名検討委員会を設置しており、指名検討委員会は、取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、国籍や人種、性別にとらわれることなく、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討しております。

指名検討委員会の委員長は、社外取締役から選任しております。

社外役員の独立性基準

社外取締役および社外監査役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、金融商品取引所の定める独立性基準を充たす者として、それぞれ以下の要件のいずれにも該当しない者を候補者としております。

- (1) 当社または当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者^(注1)
- (2) 過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者。ただし、過去10年内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者については、それらの役職への就任の前10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者
- (3) 当社グループを主要な取引先^(注2)とする者またはその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な取引先^(注2) またはその業務執行者
- (5) 当社グループから、役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくはその団体に所属する者または当社グループを主要な取引先とする法律事務所等の社員等である者
- (6) 最近において前記(3) から(5)のいずれかに該当していた者
- (7) 次のア. からウ. までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族
 - ア. 前記(1) および(3) から(6)までに掲げる者
 - イ. 当社グループの非業務執行取締役
 - ウ. 最近において当社グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者

(注1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人をいう。

なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

(注2) 「主要な取引先」とみなす基準は次のとおりとする。

- ・直前事業年度における当社グループへの当該取引先の取引額（または当該取引先への当社グループの取引額）がその者（または当社グループ）の連結売上高の2%を超える場合

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月29日開催の第96期定時株主総会において、年額720百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とご承認いただいております。また、上記の報酬の内枠で、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額36百万円以内および年12,600株以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役に対して当社が将来にわたって社会に貢献し、必要とされる存在であり続けるために、役員の報酬とESG経営との連動性をより明確にし、当社のESG経営目標の達成による当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様との一層の価値共有をさらに進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、既に導入している「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」に加え、新たに、ESGの指標の達成を要件として付加した「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」を導入します。いずれも継続した勤務が譲渡制限解除の条件となります。ESG指標としては温室効果ガス削減、働きがい・ダイバーシティの推進およびコンプライアンスに関するものです。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内、合わせて年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬委員会の定めた規則に則り、取締役会において決定することといたします。なお、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」として年16,650株以内、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年16,650株以内、合わせて年33,300株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、方針の内容は51ページから53ページをご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除および無償取得

① 勤務継続型譲渡制限付株式報酬

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

② ESG 指標要件型譲渡制限付株式報酬

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったこと、かつ、当社の取締役会から株式報酬決定基準の制定について一任を受けた報酬委員会が予め定めるESG指標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が、役務提供期間満了後に、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、当該退任または退職した直後の時点または当該業績目標を達成したことが確定した日の翌日の到来時点のいずれか遅い時点とする。）をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、役務提供期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限の解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社の取締役会から株式報酬決定基準の制定について一任を受けた報酬委員会が予め定めるESG指標を達成できなかったことが確定した時点をもって当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の取締役を兼務しない専務執行役員および常務執行役員に対しても上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度に改定する予定です。

27～31ページ

<株主提案（第5号議案から第9号議案まで）> 株主1名（議決権数301個）からご提案された議案

- 第5号議案から第9号議案までは、以下の株主様からのご提案となっております。

株主名：株式会社ヒデショウ（福岡県北九州市小倉北区西港町72番20号）
保有する議決権数：301個

- 各議案の提案の内容および提案の理由は、誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しております。

株主提案 とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。

このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、1名の株主様から5議案のご提案がなされたため、これを掲載しておりますが、取締役会としては、これらの議案いずれにも **反対** しております。

次ページ以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主提案

第5号議案

自己株式取得の件

1. 議案内容

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数10,000,000株、取得価格の総額1,000,000,004円を限度として、金銭の交付をもって取得する。

2. 提案する理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図る。

【当社取締役会の意見】

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

当社は、企業経営を取り巻く環境が多様化、複雑化している中、22中計の達成および2030年のありたい姿に向けて「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」を両立するためには、経営基盤の強化が必要であり、さらに自己資本を充実させ、財務基盤をより強固なものにしたいと考えております。その一方で利益剰余金を取り崩して自己株式を購入することは、自己資本の減少となり、会社の方針と相反することとなります。

従いまして、取締役会としては、現時点では、本議案のように自己株式を取得することは妥当ではないと判断し、ご提案に反対いたします。

株主提案

第6号議案

取締役の責任免除の件

1. 議案内容

定款26条を削除する。

2. 提案する理由

取締役は責任免除ありきではない。責任負わない者は権限もない。無責任だから、収益が上がらない。

【当社取締役会の意見】

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

当社定款第26条の規定は、取締役が過度に萎縮することなくその職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できるようにすること、また社外取締役についてはその招聘を容易にして人材の確保を図ることを目的とし、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、当該規定も、法令に従い、善意でかつ重大な過失がない場合にのみ、取締役の責任を一定額に限って免除することができるものと定めており、その責任すべてを免除するものではありません。

従いまして、取締役会としては、定款第26条を削除するとのことご提案に反対いたします。

<ご参考> 当社定款第26条

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

株主提案

第7号議案

資本コストの開示に関する定款変更の件

1. 議案内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第 章 資本コストの開示

第 条 当社は証券取引所に提示する報告書において、報告書に遡る1ヵ月以内において、当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠と共に開示する。

2. 提案する理由

経営陣が自車の資本コストを的確に把握することを求める。そのうえで、事業計画や資本政策等を立案・検証することを求められているとすべきである。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

当社は、パーパスを基軸とした全社ビジョン（2030年のありたい姿）を実現するため、統合思考経営により持続可能な会社へと変革を進めるため、社会的価値向上および経済的価値向上のための積極的な投資を行っており、これらの投資判断を行ううえでの重要な指標の一つとして資本コストを活用しております。

ただし、その計算の基礎となる数値やその前提については、さまざまな考え方があるため、一義的に決まるものではなく、画一的な数値開示は株主や投資家の皆様に対して誤解や混乱を招くおそれもあります。当社としては、資本コストの数値やその算定根拠を一様に開示すること自体が重要なのではなく、東京証券取引所からの「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」の要請でも、資本コストの数値自体の開示は必ずしも求められておらず、資本コストや資本収益性を的確に把握したうえで市場評価とあわせて現状評価を行い、その評価と改善計画の進捗状況を示すことが重要であると考えております。

なお、22中計では、事業ポートフォリオの動的管理として、事業価値（資本収益性や効率性）と将来の期待事業性（成長性）で評価した4象限のマトリクスにて各事業のポジションを判断して、持続的な成長の実現に向けた設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等につきメリハリある経営資源配分を行っております。

従いまして、取締役会としては、本議案のように資本コストを開示する旨の規定を定款に設けることは適切でないと判断し、ご提案に反対いたします。

株主提案

第8号議案

定款の一部変更の件

1. 議案内容

当会社の定款に以下の章を新設し、以下の条項を追加的に規定する。

第 章 脱炭素会社への移行

第 条 当社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスクと事業機会に鑑み、当社が気候変動におけるパリ協定に沿った取り組みを表明し真摯に実行する。

2. 提案する理由

本条項を定款に加え、事業計画を策定、開示することで当会社における気候変動リスクを適切に管理し長期のネットゼロ目標（日本政府策定）を達成するとともに、当社の継続的成長を促進する事が可能となる。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

当社は、気候変動が地球全体に長期にわたって大きな影響を及ぼすことから、当社事業にとって特に重要な外部環境変化の一つであると認識しております。また、気候変動とそれを巡る社会や経済の変化は、事業上のリスクをもたらす一方で、適切に対応することにより競争力の強化や新たな事業機会の獲得にもつながるとも認識しております。そのため、2020年度よりTCFD提言のフレームワークに則って、気候変動がもたらす中長期的なリスクと機会の分析、および事業戦略に落とし込む活動に着手し、2022年3月にはTCFD提言への賛同を表明しております。

なお、当社はエネルギー起源のCO₂の削減目標を次のとおり設定しておりますが、取り組みを加速させるためにカーボンニュートラルロードマップ運用やLCA（ライフサイクルアセスメント）による改善ポイントの把握、インターナルカーボンプライシング制度の導入、さらには経済産業省が推進するGX（グリーントランスフォーメーション）リーグへ参画しております。

2030年度：CO₂排出量をグローバルで38%削減する（2013年度比）

2050年度：カーボンニュートラル(Net 排出ゼロ)

このようにすでに気候変動への取り組みを公表し、真摯に実行していることに加え、本議案のように業務執行に関する事項を定款に規定することは適切でないと判断し、取締役会としてはご提案に反対いたします。

株主提案

第9号議案

定款の一部変更の件（総選挙の実施について）

1. 議案内容

代表取締役は株主による総選挙によって決する事とする。

2. 提案する理由

株主が選ぶことによって、選ばれた代表取締役はやる気が起き、会社の業績が伸び、皆が喜ぶことになるからである。

【当社取締役会の意見】

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

最適かつ機動的な経営体制を構築し、かつ取締役および取締役会の監督機能を十分に発揮させるためには、取締役会によって代表取締役を選解任する必要があると考えております。

また、当社は取締役の任期を1年とし、毎年株主総会で取締役を選任いただいておりますことから、株主の皆様のご意思も反映できていると考えております。

従いまして、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは適切でないと判断し、ご提案に反対いたします。

以上

1 三井金属グループの現況

1) 事業の経過および成果

経済概況

当期の世界経済は、経済活動の回復が進展する中、世界的なインフレの加速と主要各国での金融引締め政策の継続、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の感染拡大による中国経済の下振れ等の影響により、全体としては減速基調で推移しました。

わが国経済は、COVID-19に係る行動制限の緩和により経済活動の正常化が進み、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られるものの、中国の景気減速やウクライナ情勢の長期化等が懸念される中、原材料価格やエネルギーコストの上昇、急激な為替相場の変動等の影響により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの事業環境

当社グループを取り巻く環境としては、非鉄金属相場は概ね下落基調で推移し、為替相場は円安が進行しました。

機能材料部門の需要は低調に推移し、主要製品の販売量は総じて減少しました。モビリティ部門の排ガス浄化触媒の販売量は増加しました。

当社グループの取り組み

このような状況の下、2022年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「22中計」を策定し、昨年4月よりスタートしました。

当社グループはパーパスを基軸とした全社ビジョン（2030年のありたい姿）である「マテリアルの知恵で“未来”に貢献する、事業創発カンパニー。」を実現するため、各部門において、「経済的価値の向上」と「社会的価値の向上」を両立した統合思考経営を実践することで、持続的な企業価値向上の仕組みを構築し、成長し続けるための重点施策に取り組んでおります。

	当期	前期	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	651,965	633,346	18,618	2.9
営業利益	12,528	60,737	△48,209	△79.4
経常利益	19,886	65,990	△46,103	△69.9
親会社株主に帰属する当期純利益	8,511	52,088	△43,576	△83.7

当期の業績

この結果、売上高は、機能材料部門は減少したものの、その他の部門の増加により、前期比18,618百万円増加の651,965百万円となりました。

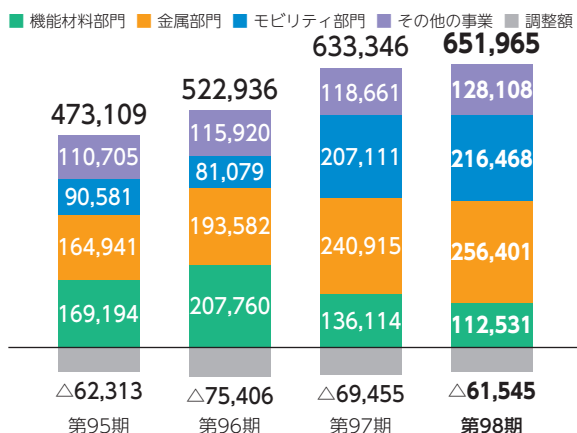
営業利益は、円安の進行による好転要因があったものの、機能材料部門の販売量の減少に加え、エネルギーコストの上昇や非鉄金属相場の変動に伴う在庫要因の影響等により、前期比48,209百万円減少の12,528百万円となりました。

経常利益は、営業利益が48,209百万円減少したこと、および持分法による投資利益が1,185百万円増加したこと等により、前期比46,103百万円減少の19,886百万円となりました。

特別損益においては、固定資産除却損2,450百万円や関係会社株式評価損1,096百万円等を計上しました。加えて、税金費用および非支配株主に帰属する当期純損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比43,576百万円減少の8,511百万円となりました。

<ご参考> 部門別売上高推移

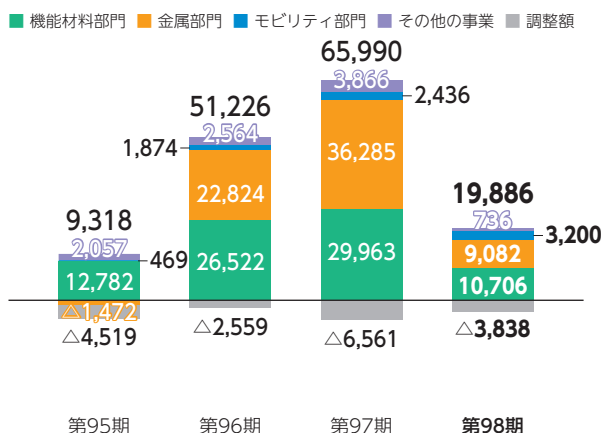
(単位：百万円)



(注) 事業部門間の売上高等は調整額で控除しております。

<ご参考> 部門別経常損益推移

(単位：百万円)



(注) 事業部門間の取引等は調整額で控除しております。

2022年4月1日付の全社的な組織改編に伴い、部門を従来の「機能材料」「金属」「自動車部品」「関連」から、「機能材料」「金属」「モビリティ」「その他の事業」に変更しております。それに伴い部門別の前期の売上高および経常損益等については当該組織改編後の数値となっております。

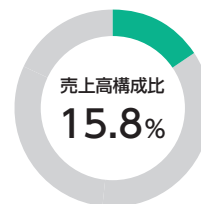
また、三井金属アクト株式会社において、売上原価に計上していた研究開発費および間接部門の費用の一部を、販売費および一般管理費に計上する方法に変更しております。この変更は第97期の期首から適用しており、第96期については当該変更を遡及適用した後の数値となっております。

機能材料部門



売上高 1,125億31百万円 (前期比 17.3%減↓)

経常利益 107億 6百万円 (前期比 64.3%減↓)

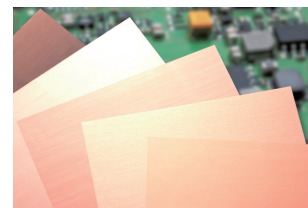


<主要製品> 2023年3月31日現在

銅箔 (キャリア付極薄銅箔、プリント配線板用電解銅箔など)、電池材料 (水素吸蔵合金など)、機能粉 (電子材料用金属粉、酸化タンタルなど)、スパッタリングターゲット (ITOなど)、セラミックス製品

銅箔

キャリア付極薄銅箔およびプリント配線板用電解銅箔は、半導体向けを中心にサプライチェーン全体で在庫調整が長期化したことから販売量は減少しました。この結果、売上高は前期に比べて減少しました。



銅箔

機能粉

電子材料用金属粉は、巣ごもり需要の反動に加え、主要顧客の生産調整の影響により販売量は減少しました。高純度酸化タンタルは、スマートフォン向けの需要が低調であったことから販売量は減少しました。この結果、売上高は前期に比べて減少しました。



機能粉

電池材料

リチウムイオン電池用のマンガン酸リチウムは、欧米向け需要が堅調であったものの、下半期に入り一時的な需要減少の影響を受けたことから販売量は減少しました。水素吸蔵合金は、半導体等の部材不足に伴う自動車メーカーの生産調整の影響により販売量は減少したものの、販売価格は原料代高騰の影響により上昇しました。この結果、売上高は前期に比べて増加しました。



電池材料

スパッタリングターゲット

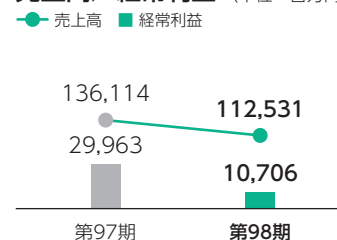
主力のディスプレイ用スパッタリングターゲットは、巣ごもり需要の反動により需要が低調であったことから販売量は減少しました。この結果、売上高は前期に比べて減少しました。



スパッタリングターゲット

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べて23,582百万円減少の112,531百万円となりました。経常利益は、主要製品の販売量が減少したこと等から、前期に比べて19,257百万円減少の10,706百万円となりました。

売上高／経常利益 (単位：百万円)



金属部門

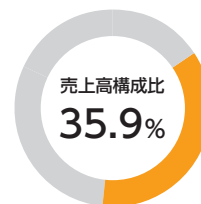


売上高 2,564億 1百万円 (前期比 6.4%増↑)

経常利益 90億82百万円 (前期比 75.0%減↓)

<主要製品> 2023年3月31日現在

亜鉛、鉛、銅、金、銀、資源リサイクル



亜鉛

国内の亜鉛メッキ鋼板向け需要は、自動車メーカーの生産調整の影響により低調であったことから販売量は減少しました。一方、亜鉛のLME（ロンドン金属取引所）価格は下落基調で推移したものの、国内平均価格は円安の影響により上昇したことから、売上高は前期に比べて増加しました。



亜鉛

金・銀

金・銀ともに国内価格は上昇したものの販売量が減少したことから、売上高は前期に比べて減少しました。

鉛

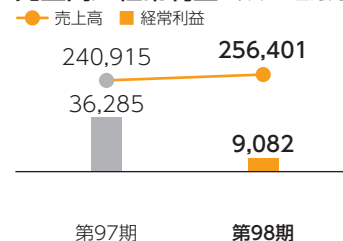
国内の鉛蓄電池向け需要は、補修用途向けは堅調であったものの、自動車メーカーの生産調整の影響により新車向けが低調であったことから販売量は減少しました。一方、鉛のLME（ロンドン金属取引所）価格は下落基調で推移したものの、国内平均価格は円安の影響により上昇したことから、売上高は前期に比べて増加しました。



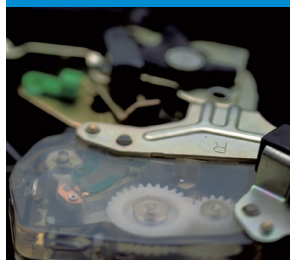
鉛

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べて15,485百万円増加の256,401百万円となりました。経常利益は、円安の影響による増益要因があったものの、エネルギーコストの上昇や非鉄金属相場の変動に伴う在庫要因の影響等により、前期に比べて27,202百万円減少の9,082百万円となりました。

売上高／経常利益 (単位：百万円)

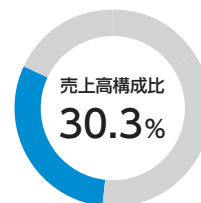


モビリティ部門



売上高 2,164億68百万円 (前期比 4.5%増↑)

経常利益 32億 0百万円 (前期比 31.3%増↑)



<主要製品> 2023年3月31日現在

排ガス浄化触媒、自動車用ドアロック、ダイカスト製品、粉末冶金製品

排ガス浄化触媒

二輪車向け排ガス浄化触媒は、インドおよび東南アジア向け需要が堅調であったことから販売量は増加しました。四輪車向け排ガス浄化触媒は、自動車メーカーの生産調整の影響により国内の需要は低調であったものの、インド向け新規受注車種の量産を開始したことから販売量は増加しました。この結果、売上高は前期に比べて増加しました。



排ガス浄化触媒

自動車用ドアロック

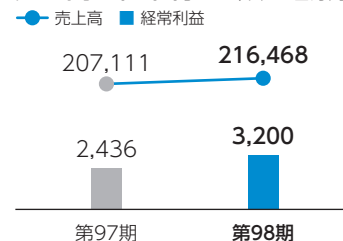
世界の自動車販売台数は、半導体をはじめとする部材の供給不足が徐々に緩和されたことから微増となりました。主要製品であるサイドドアラッチは、中国における需要が低調であったものの、国内、インドおよび東南アジア向け需要が回復したことから販売量は前期並みとなりましたが、原材料費上昇の一部を販売価格に転嫁したことから、売上高は前期に比べて増加しました。



自動車用ドアラッチ

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べて9,357百万円増加の216,468百万円となりました。経常利益は、鋼材および樹脂価格上昇等による減益要因があったものの、排ガス浄化触媒の販売量が増加したことに加え、主要原料であるロジウム価格等の変動に伴う影響が改善したこと等により、前期に比べて763百万円増加の3,200百万円となりました。

売上高／経常利益 (単位：百万円)



その他の事業

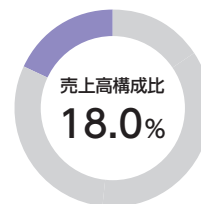


売上高 1,281億 8百万円 (前期比 8.0%増↑)

経常利益 7億36百万円 (前期比 81.0%減↓)

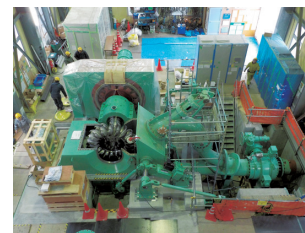
<主要製品> 2023年3月31日現在

伸銅品、パーライト製品、各種産業プラントエンジニアリング



各種産業プラントエンジニアリング

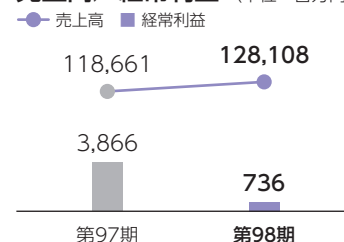
国内プラント工事の受注環境が回復したことに加え、海外向け設備部品の受注が堅調であったことから、売上高は前期に比べて増加しました。



産業プラントエンジニアリング

また、非鉄金属製品の国内平均価格は円安の影響により上昇したこと等から、当部門の売上高は、前期比9,447百万円増加の128,108百万円となりました。経常利益は、エネルギーコストの上昇に加え、持分法による投資利益が減少したこと等から、前期に比べて3,129百万円減少の736百万円となりました。

売上高／経常利益 (単位：百万円)



2) 設備投資の状況

当社グループにおける設備投資の総額は32,515百万円で、事業部門別の内訳は次のとおりであります。

事業部門	設備投資金額 (百万円)	設備投資の主な内容・目的
機能材料	8,137	銅箔製造設備の維持更新・生産性向上 等
金属	11,852	設備の維持・更新、効率化・省力化 等
モビリティ	5,696	設備の維持・更新、生産性向上・省力化 等
その他の事業	1,479	設備の維持・更新、効率化・省力化 等
全社（共通）	5,349	試験研究設備および基幹システムの維持・更新 等
合計	32,515	

(注) 事業部門間の取引に伴う未実現利益は全社（共通）欄にて控除しております。

3) 資金調達の状況

第17回無担保国内普通社債償還資金として、2022年11月に第22回無担保国内普通社債100億円を発行いたしました。

4) 対処すべき課題

中期経営計画「22中計」スタート

当社グループは、2022年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「22中計」を策定し、昨年4月よりスタートいたしました。パーパスを基軸とした全社ビジョン（2030年のありたい姿）を実現するため、「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」の両立を目指す統合思考経営を本格的に導入し、持続可能な会社へと変革を進めております。

「社会的価値の向上」については環境影響、社会関係資本、人的資本、ビジネスモデル・イノベーション、リーダーシップ・ガバナンスの5つの観点で各事業の機会・リスクを評価し、事業の持続可能性を経営判断に活かしております。

「経済的価値の向上」については両利きの経営^{(注)1}を実現するべく、事業ポートフォリオの動的な管理、社内外シナジーの追求、成長戦略を加速するためのM&Aの活用、研究開発と市場共創の機能を持つ事業創造本部への積極的資源投入に重点的に取り組んでおります。

そのような中、「22中計」スタート年である2022年度は、中国の景気減速等の市況悪化やウクライナ情勢の長期化等が懸念される中、原材料価格やエネルギーコストの上昇、急激な為替相場の変動等の影響により、損益・財務実績は計画値を大幅に下回りました。

「22中計」の2年目となる2023年度も、損益・財務指標は原計画値を下回る見込みの厳しい経営環境ではありますが、全社ビジョン実現に向けた戦略は変更せず、引き続き以下の重点施策を実行してまいります。

機能材料部門では、経済的価値実現に向けた事業機会拡大による成長加速とその仕組みづくり、社会的価値創造に向けた環境貢献製品の創出、CO₂排出量削減の加速といった戦略の追加や経営資源配分の最適化による資産効率向上を進めてまいります。

金属部門では、持続可能な社会の実現に必須とされる存在になるためのリサイクルネットワークの確立、新たな金属・再生可能エネルギー資源の開発という中長期的な目標に向け、銅・貴金属採取率の改善や副産物の増回収に取り組むとともに再生可能エネルギー開発可能性の検討に引き続き取り組んでまいります。

モビリティ部門では、選ばれる価値を見極め、創り続けるモビリティ社会の開拓者となるべく、技製販全てにおける深化（商権維持）と共に新規開拓（新しい製品・事業創出）を推進するため、部門横断的な課題解決に取り組んでまいります。

事業創造本部では、新たな事業を「持続的」に創造できるようになるために、事業機会の探索力、研究開発力の強化を図り、事業化推進テーマについては環境の変化に応じてタイムリーに投資と人員の投入を行ってまいります。

本社部門では、サステナビリティ推進部と事業部門を含めた関係部門の連携促進を図り、「社会的価値の向上」の取り組みをさらに加速させるため、2023年4月にサステナビリティ推進部を経営企画本部から社長直下に移管いたしました。なお、2030年度CO₂排出量をグローバルで38%削減（2013年度比）すること、2050年度カーボンニュートラル（Net排出ゼロ）を目指すため、カーボンニュートラルロードマップ運用やLCA（ライフサイクルアセスメント）^{(注)2}による改善ポイントの把握、インターナルカーボンプライシング^{(注)3}制度を導入しております。さらに本年、経済産業省が推進するGX（グリーントランスフォーメーション）^{(注)4}リーグ^{(注)5}へ参画いたしました。2026年度以降の排出量取引市場の本格稼働に向け日本政府の制度構築の議論に積極的に参加してまいります。

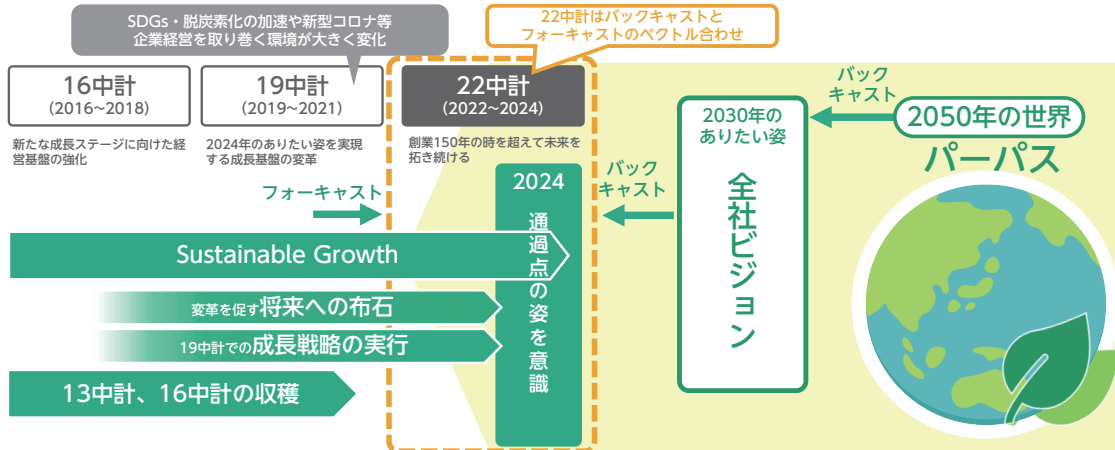
また、「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」の両立を目指す統合思考経営に向け、技術系の4部門である生産技術部、品質保証部、保安環境部、知的財産部は各部でGX、DX（デジタルトランスフォーメーション）^{(注)6}等の技術基盤の強化や人材育成に取り組んでおりますが、協働して取り組むことでシナジーを創出しその成果を最大化するため、2023年4月に上記4部門を統括する「技術本部」を新設いたしました。

厳しい経営環境ではありますが、以上の取り組みを実行することにより、統合思考経営への変革を遂げ、ステークホルダーの皆様と共に地球を笑顔にすることを目指してまいります。

- (注) 1. 両利きの経営：「主力事業の絶え間ない改善（知の深化）」と「新規事業に向けた実験と行動（知の探索）」を両立させていく考え方。
2. LCA（ライフサイクルアセスメント）：製品やサービスのライフサイクル（原料の採取、社内製造・加工過程、さらにその製品を使用、消費、廃棄プロセス）を通じた環境への影響を定量的に評価する手法。
3. インターナルカーボンプライシング：自社基準で二酸化炭素（CO₂）に価格を設定してその排出量を費用換算し設備、開発投資判断の参考とするもの。
4. GX（グリーントランスフォーメーション）：気候変動の主な要因となっている温室効果ガスの排出量を削減しようという世界の流れを経済成長の機会ととらえ、排出削減と産業競争力向上の両立を目指す取り組みのこと。
5. GXリーグ：2050年カーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、GXへの挑戦を行い、現在および未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取り組みを行う企業群や官・学と共に協働する場で、日本政府が2022年に設立。
6. DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタルテクノロジーを駆使して、経営の在り方やビジネスプロセスを再構築すること。

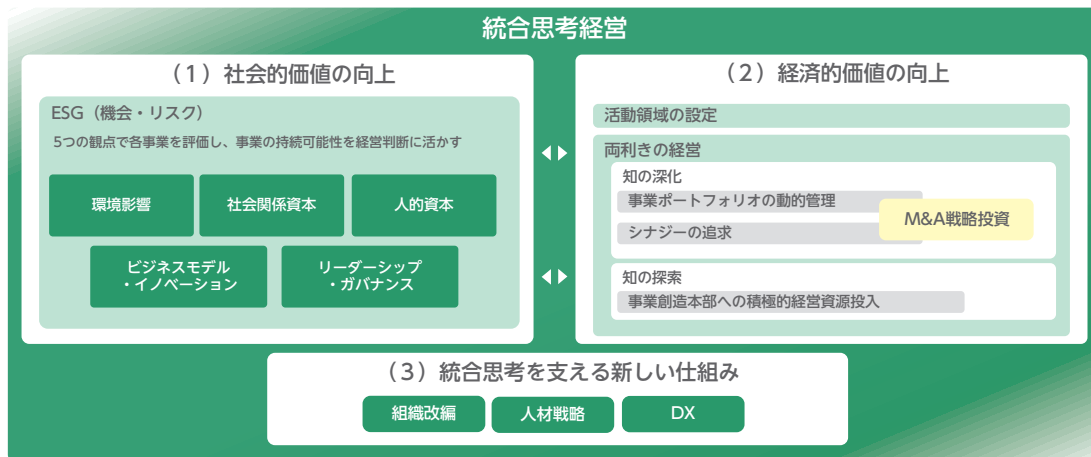
ご参考 中期経営計画「22中計」 2022年4月～2025年3月

中期経営計画「22中計」は、グループ全体での取り組みや、変化に柔軟に対応できる体制構築を目指し2050年の「パーパス（存在意義）」からバックキャストした2030年の「全社ビジョン（2030年のありたい姿）」を設定し、それにベクトルを合わせ策定しております。



「22中計」の基本戦略

パーパスを基軸にした全社ビジョンを達成するため、22中計では「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」の両立を目指す統合思考経営を本格的に導入することで、企業価値向上を図ってまいります。



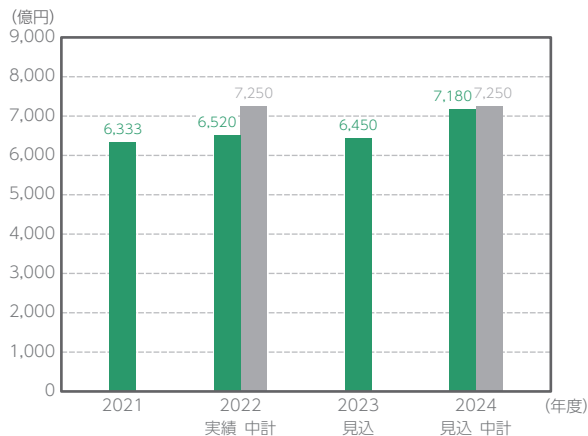
「22中計」の各事業戦略

	2030年のありたい姿	ESGの取り組み	主要事業戦略	
機能材料事業本部	2030年度 売上高1,800億円 実力損益 ^(注) 400億円 新規上市製品の70%以上、販売比率の50%以上を環境貢献製品とする	環境貢献製品創出や2050年カーボンニュートラル達成に向けて本社部門と協働で推進体制構築	銅箔	・ MicroThin™の市場および用途拡大への万全の備え ①新規市場参入②供給能力の最大活用
			機能性粉体	・ 既存製品の利益最大化（電材用銅粉、研磨材拡販） ・ 新商品上市（3Dプリンタ用銅粉、レアメタル溶液等）
			薄膜材料	・ 適切なマージンを確保しつつ、生産革新によるコストダウンを実施し、将来の新製品を育成する
			セラミックス	・ 次世代セッター等の新製品の拡販に取り組む
金属事業本部	持続可能な社会の実現に必須とされる存在となる。 当社の特長を活かした高度なリサイクルネットワークの確立、新たな金属・再生可能エネルギー資源の開発	資源リサイクルの更なる拡充および低炭素社会に向けたGHG（温室効果ガス）排出量削減の検討	本部	・ 当社独自の多様な製錬アセットを活かした高度なリサイクル・ネットワークの構築
			亜鉛・鉛	・ 既存アセットを活用した産業廃棄物処理ビジネス拡大 ・ 複雑鉛増処理による原料マージンアップ ・ 新規の鉛系原料増集荷・増処理による利益貢献
			銅・貴金属	・ 有利原料増処理によるマージン改善 ・ 操業改善および投資厳選によるコスト削減
			資源	・ ワンサラ・パルカ周辺での新規鉛山開発の検討
モビリティ事業本部	選ばれる価値を見極め、創り続けるモビリティ社会の開拓者。 新規製品の売上比率50%以上・経常利益200億円・リコール“ゼロ”	環境対応については、お客様目標と当社目標との整合性を取りながら定量的かつ持続的な対策実行、目標実現を目指す	本部	・ 事業シナジーの模索実現（短期／中期／長期） ・ 事業環境変化に呼応した新規ビジネスの開拓／推進
			触媒	・ 差別化を図るための技術開発力の維持強化 ・ 製造や開発、資産圧縮等モノづくりの効率化 ・ 強みを活かした中長期視点での勝てるシナリオ作り
			アクト	・ システム製品の開発および拡販に注力し、システムサプライヤーへの変革を目指す ・ グローバル最適生産深化やスマートファクトリー化によるコスト競争力強化
			ダイカスト	・ 事業再建および適正利益の創出

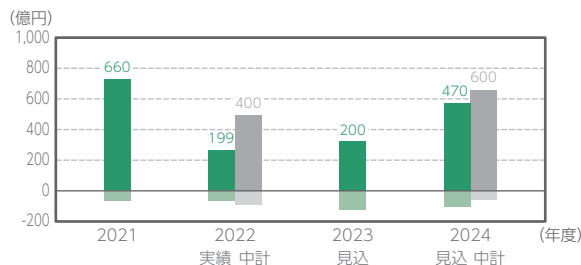
(注) 実力損益：経常利益から在庫要因等、一過性要因を除いた数値。

「22中計」の数値目標

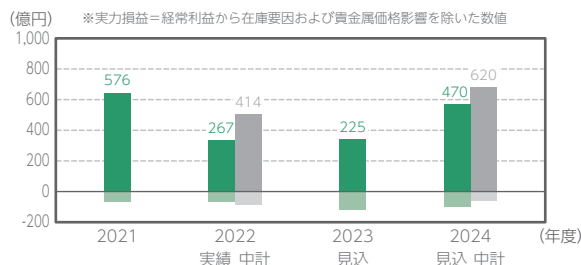
売上高



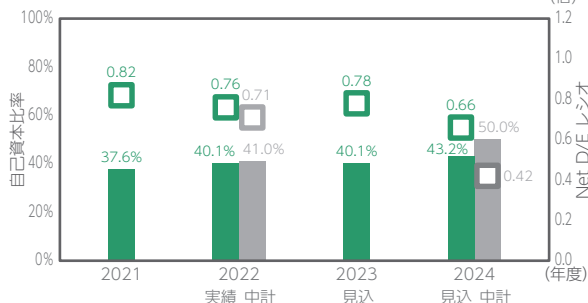
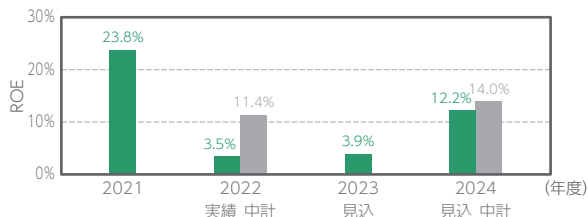
経常利益



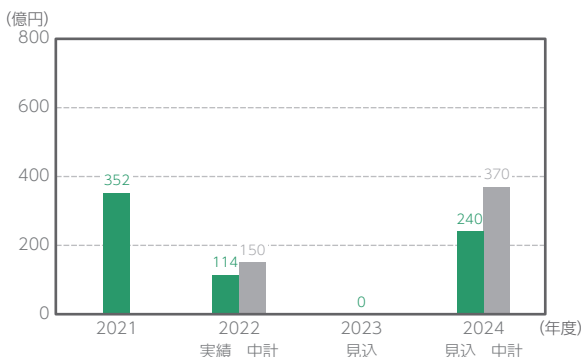
実力損益



ROE、自己資本比率、DEレシオ



フリーキャッシュフロー (FCF)



	2021	2022	2023	2024
営業CF	607	430	700	580
投資CF	-255	-316	-550	-580
FCF	352	114	150	0
				240
				370

ご参考 サステナビリティに関する考え方および取り組み

三井金属グループが目指す、「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」の両立による統合思考経営の実現に向け、2023年4月1日付で「サステナビリティ推進部」を経営企画本部から社長直下に移管しました。今後は、事業部門を含めた関係部門との連携促進を図り、「社会的価値の向上」の取り組みをさらに加速させます。

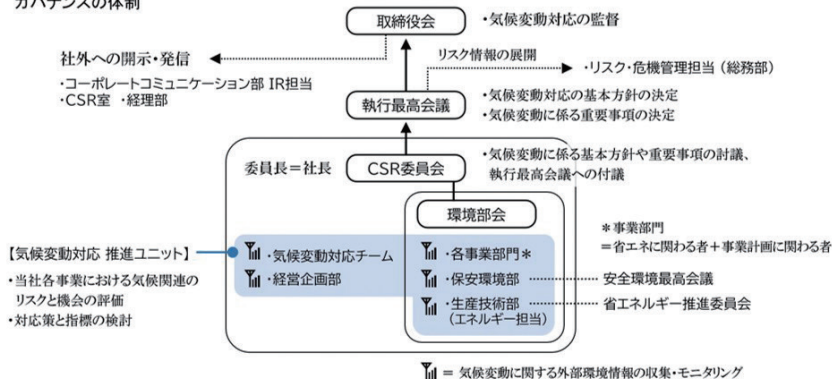
気候変動

気候変動は地球全体に長期にわたり大きな影響を及ぼすことから、当社事業にとって特に重要な外部環境変化の一つであると認識しております。とりわけ三井金属グループは非鉄製錬、電解銅箔などエネルギー多消費型事業を有していることから、そのエネルギー消費に伴う温室効果ガス排出の適正な管理の一環として「エネルギー管理」と「温室効果ガスの排出削減」も経営上の重要なマテリアリティであると位置付け、気候変動対応関連の活動を推進しております。

また、気候変動とそれを巡る社会や経済の変化は、事業上のリスクをもたらす一方で、適切に対応することにより競争力の強化や新たな事業機会の獲得にもつながると認識しております。そこで、三井金属グループでは2020年度よりTCFD提言のフレームワークに則って、気候変動がもたらす中長期的なリスクと機会の分析、および事業戦略に落とし込む活動に着手し、2022年3月にはTCFD提言への賛同を表明しました。今後も気候変動対応関連活動のさらなる加速に取り組んでまいります。

三井金属グループにおける気候変動基本方針や重要事項は、取締役会の監督の下、社長が委員長を務めるCSR委員会において討議し、代表取締役と業務執行取締役が参画する執行最高会議において審議・決定しております。

ガバナンスの体制



ガバナンス

戦略	<p>三井金属グループはグローバルに多数の事業を展開しており、気候変動に関わるリスク・機会が事業ごとに異なるという背景を考慮し、気候変動の影響を受ける可能性が相対的に高い事業から事業別にシナリオ分析を行なっております。</p> <p>シナリオ分析では、それぞれのリスクによる収益低下を最小化するとともに、新たな製品や新規事業の創出による機会の獲得を実現するための対応策を検討しております。それらの多くは長期的な視点で取り組むべき内容ですが、「22中計」にも反映をすることで、戦略のレジリエンスの確保に努めてまいります。（シナリオ分析の概要については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております「ESG説明会資料」の32ページから35ページをご参照ください。）</p> <p>▶ https://www.mitsui-kinzoku.com/LinkClick.aspx?fileticket=XbJU7R7OjKw%3d&tabid=159&mid=1060&TabModule1202=0</p> <p>さらに、CO₂排出量の削減施策の実行を促進するため、2023年4月1日にインターナルカーボンプライシングを設定しました。（詳細は以下URLをご参照ください。）</p> <p>▶ https://www.mitsui-kinzoku.com/LinkClick.aspx?fileticket=8DiAnU2QA18%3d&tabid=199&mid=826&TabModule950=0</p>
リスク管理	<p>三井金属グループでは、エネルギーコストの増大リスクに加えて、低炭素・脱炭素経済への移行を見据えた顧客ニーズの変化、サプライチェーン取引先への温室効果ガス削減貢献におけるリスクと機会が重要であると認識しております。</p> <p>シナリオ分析で検討した対応策には、これらの動向を監視して必要な早期対応を経営計画に反映させることも含めており、随時経営層に報告を行い、リスク管理をしております。</p>
指標と目標	<p>三井金属グループでは、エネルギー起源のCO₂削減目標を以下のとおり設定しております。</p> <p>2030年度：CO₂排出量をグローバルで38%削減（2013年度比）</p> <p>2050年度：カーボンニュートラル(Net 排出ゼロ)</p>

なお、上記の指標と目標に対する、2021年度の三井金属グループのScope1およびScope2のCO₂合計排出量は1,812千t-CO₂であり、2013年度比で7.4%の削減となりました。

今後は、Scope3について、さらに開示対象を拡充できるよう取り組みを進めてまいります。

三井金属グループにおけるCO₂排出量（2021年度）

（単位：千t-CO₂）

	Scope1 ^{(注) 1}	Scope2 ^{(注) 1}	Scope1・2 合計	Scope3	
				輸送 ^{(注) 2}	廃棄物処理 ^{(注) 3}
国内	755	692	1,447	18	14
海外	42	322	365	—	14
合計	797	1,015	1,812	18	28

(注)1. エネルギー起源のCO₂を対象としております。

2. 三井金属（単体）が荷主である輸送に伴うCO₂排出量を対象としております。

3. 三井金属グループ（グローバル）で発生した廃棄物の処理によるCO₂排出量を対象としております。

5) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社出資比率 (%)	主要事業内容
台湾銅箔股份有限公司	800 百万ニュー台湾ドル	95.0	プリント配線板用電解銅箔の製造、販売
Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn.Bhd.	330 百万マレーシアリングギット	100.0	キャリア付極薄銅箔およびプリント配線板用電解銅箔の製造、販売
Mitsui Kinzoku Components India Private Limited	400 百万インドルピア	100.0	排ガス浄化触媒の製造・販売
台湾特格股份有限公司	600 百万ニュー台湾ドル	100.0	スパッタリングターゲットの製造、販売
神岡鋳業株式会社	4,600	100.0	亜鉛・鉛の製錬、金属粉および排ガス浄化触媒等の製造
八戸製錬株式会社	4,795	85.5	亜鉛・鉛の製錬
彦島製錬株式会社	460	100.0	亜鉛の製錬および金属粉等の製造
日比共同製錬株式会社	100	63.5	銅の製錬
奥会津地熱株式会社	100	100.0	地熱発電用地熱蒸気の販売
三井金属アクト株式会社	3,000	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
GECOM Corp.	15,750 千米ドル	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
Mitsui Siam Components Co.,Ltd.	210 百万タイバーツ	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
広東三井汽车配件有限公司	71,212 千人民元	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
三井金属愛科特(上海)管理有限公司	13,234 千人民元	100.0	自動車用ドアロックの販売
三井金属商事株式会社	240	100.0	非鉄金属および電子材料等の販売
三井金属エンジニアリング株式会社	1,085	100.0	各種産業プラントエンジニアリングおよびポリエチレン複合パイプの製造、販売、工事

2 会社の現況

会社役員の様況

① 取締役および監査役の様況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の様況
代表取締役社長	納 武士		パウダーテック株式会社社外取締役
代表取締役 専務取締役	木部 久和	専務執行役員 経営企画本部長	
専務取締役	角田 賢	専務執行役員 金属事業本部長	
取締役	岡部 正人	常務執行役員 機能材料事業本部長	
取締役	宮地 誠	執行役員 環境および安全衛生最高責任者	
社外取締役	松永 守央		公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長 黒崎播磨株式会社社外監査役 一般社団法人表面技術協会会長
社外取締役	戸井田 和彦	取締役会議長	
社外取締役	武川 恵子		学校法人昭和女子大学特命教授・女性文化研究所長 積水ハウス株式会社社外取締役
常勤監査役	沓内 哲		株式会社ナカポーテック社外監査役
常勤監査役	福本 浩敏		
社外監査役	石田 徹		日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
社外監査役	井上 宏		弁護士

(注) 1. 監査役沓内哲は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

事業報告

2. 当期の役員の異動（2022年6月29日付）
- ①取締役大島敬は、任期満了により退任いたしました。
 - ②監査役三澤正幸は、辞任により退任いたしました。
 - ③岡部正人は、新たに取締役に就任いたしました。
 - ④福本浩敏は、新たに監査役に就任いたしました。
3. 役員の地位および担当の変更（2022年6月29日付）

会社における地位	氏名	担当
専務取締役	角田 寛	専務執行役員 金属事業本部長
社外取締役	戸井田 和彦	取締役会議長

4. 決算期後の役員の地位および担当等の変更（2023年4月1日付）

会社における地位	氏名	担当
常務取締役	岡部 正人	常務執行役員 機能材料事業本部長 企画部長
取締役	宮地 誠	常務執行役員 技術本部長 環境および安全衛生最高責任者

5. 役員の重要な兼職の状況
- ①社外取締役戸井田和彦は、2022年7月31日付で学校法人立教学院理事長を退任いたしました。
 - ②社外取締役戸井田和彦は、2023年4月1日付で立教大学応用人工知能イノベーションセンター アドバイザーに就任いたしました。
 - ③社外取締役戸井田和彦は、2023年4月1日付でPenetrate of Limits株式会社顧問に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、いずれの取締役、監査役とも会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

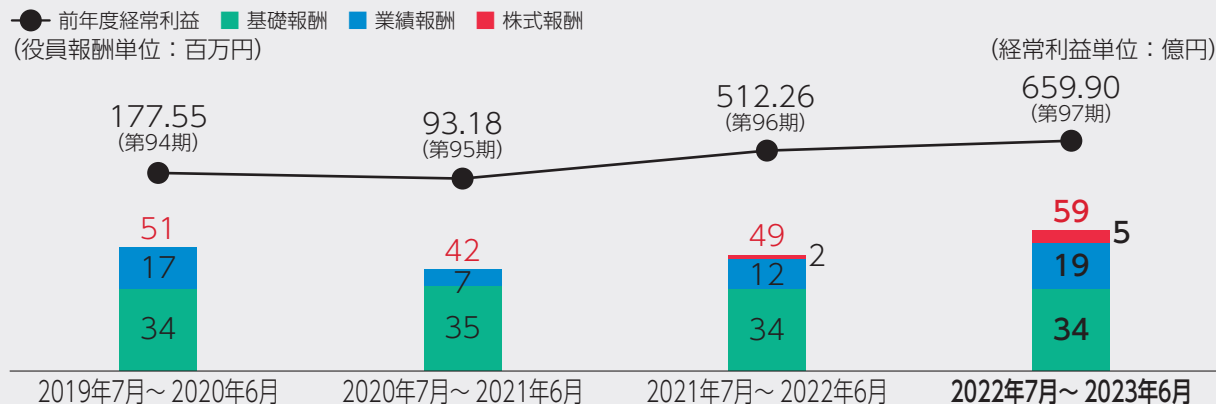
イ. 当期に掛かる報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基礎報酬	業績報酬	株式報酬	
取締役	337	223	87	25	9
(社外取締役を除く取締役)	(283)	(170)	(87)	(25)	(6)
監査役	75	75	—	—	5
(社外監査役を除く監査役)	(50)	(50)	(—)	(—)	(3)
合計	412	299	87	25	14
	(334)	(220)	(87)	(25)	(9)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額720百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 株式報酬については、2021年6月29日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬限度額の内枠で年額36百万円以内、割り当てられる普通株式の総数は年12,600株以内と決議いただいております（社外取締役を除く取締役を対象としております）。また、当該株式の割り当てに当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結することを決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額180百万円以内と決議いただいております。
4. 上記1、2および3の決議における取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は4名です。

ご参考 取締役（社外取締役を除く）1人当たりの報酬額と経常利益との連動性

取締役（社外取締役を除く）1人当たりの報酬について、任期の起点である株主総会終結後から1年間の報酬額の推移は次のとおりとなっております。



- 各期における取締役（社外取締役を除く）の員数は以下のとおりです。
 第94期 4人、第95期 5人（うち新任取締役 1人）、
 第96期 5人（うち新任取締役 2人）、第97期 5人（うち新任取締役 1人）

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、社外取締役、社外監査役、社長、人事部担当取締役（または常務執行役員）からなる報酬委員会を設置しております。取締役の基礎報酬額、業績報酬額、株式報酬額は株主総会で決議された範囲内で、取締役会から一任を受けた報酬委員会において報酬額決定基準に基づき公正かつ透明性をもって審議のうえ決定しております。（報酬委員会の概要については以下ご参照ください。）

なお、監査役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議において決定しております。

報酬委員会について

報酬委員会では、取締役（社外取締役を除く）の報酬等を経営の監督機能を高いパフォーマンスで発揮できるものとするために、基礎報酬、短期インセンティブである業績報酬および中長期インセンティブである株式報酬で構成することとしております。また、取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額の水準については、市場競争力を担保するため、国内の大手企業が参加する報酬調査結果の同規模の他企業と毎年比較し、妥当性を検証しております。

- ・報酬委員会の構成（当期にかかる報酬額の決定時点）

	氏名	地位および担当
委員長	松永 守央	社外取締役
委員	戸井田 和彦	社外取締役 取締役会議長
	武川 恵子	社外取締役
	石田 徹	社外監査役
	井上 宏	社外監査役
	納 武士	代表取締役社長
	山下 雅司	常務執行役員 経営企画本部副本部長

- ・取締役会決議により委任された権限の内容
取締役の基礎報酬、業績報酬、株式報酬決定基準の制定および改廃
各取締役の基礎報酬額、業績報酬額、株式報酬額の決定
- ・権限を委任した理由
報酬額決定基準に基づき公正かつ透明性をもって審議をするため。
- ・当期の活動内容
非財務指標（ESG指標）の検討、ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬の導入決定
報酬決定基準に基づいた取締役報酬額の審議、決定
- ・報酬委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置
報酬委員会は、社外取締役、社外監査役、社長、人事部担当取締役（または常務執行役員）で構成し、委員長は社外取締役から1名選任しております。また、重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、非金銭報酬算定の基礎となった指標に影響を及ぼす重大な誤りや不正が確認された場合、およびその他重大なコンプライアンス違反が確認された場合、報酬の修正について審議し、必要な場合は報酬の支給を制限する、または報酬の返還を求めることとしております。

a. 基礎報酬に関する方針

基礎報酬については、会社業績、企業価値などを総合的に勘案したうえで社長の基礎報酬額を決定し、各役位の取締役の基礎報酬は、社長の基礎報酬を基準として職責に応じた役位毎の比率により決定しております。

b. 業績報酬に関する方針

業績報酬については、経営成績を評価するうえで重要な指標としている連結経常利益を業績指標として報酬額を算出し、加えて、事業部門担当取締役については担当部門の業績に応じた評価を行い、加減算を実施しております。

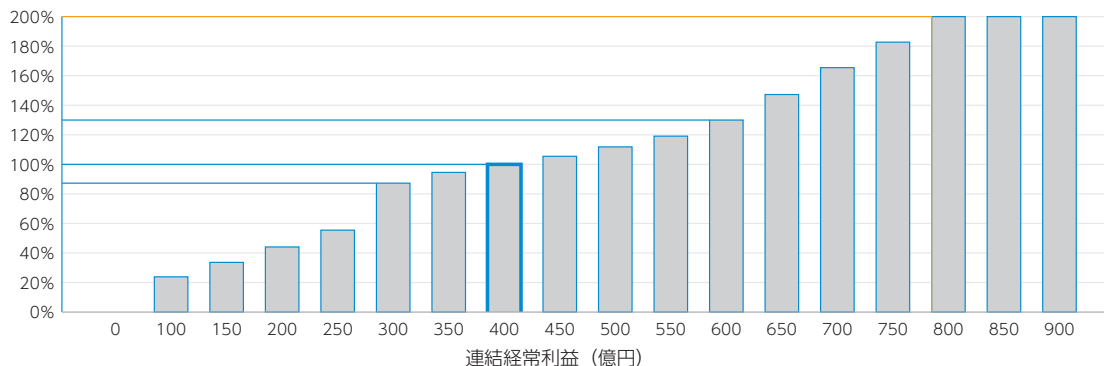
具体的には、2021年度に見直しを実施し、カセロネス銅鉱山の減損の影響を除く過去10年間の連結経常利益の平均である300億円、その130%の水準である400億円を基準値（制度設計上の報酬割合）となるようにしております。

また、過去最高益の水準である600億円を目標値として定め、目標値を超える場合には800億円を上限として適切なインセンティブが働く報酬となるように設定しております。

2022年度における業績報酬にかかる指標の実績は2021年度連結経常利益659億円であります。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査役には、業績報酬はありません。

基準値（連結経常利益400億円時）の業績報酬を100とするときの連結経常利益ごとの連動性



c. 株式報酬に関する方針

株式報酬については、取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、2021年度より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額36百万円以内、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年12,600株以内としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬委員会において定めた基準を踏まえ、取締役会において決定いたします。

なお、株式報酬は、2022年度の報酬委員会で見直しを行い、2023年度から新たにESGに関する指標を追加することといたしました。（詳細は次ページをご参照ください。）

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬等の支給割合は当社の経営戦略、事業環境、インセンティブ報酬における目標達成の難易度を踏まえ、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用してベンチマーク企業群の動向等を参考に設定しております。なお、取締役の報酬の支給割合は以下のとおりです。

連結経常利益	0円以下	200億円	400億円	600億円	800億円以上
基礎報酬割合	85%	70%	55%	51%	42%
業績報酬割合	0%	18%	35%	40%	51%
株式報酬割合	15%	12%	10%	9%	7%

(注) 会社業績に応じ業績報酬が変動するため基礎報酬、業績報酬、株式報酬の割合が変動します。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基礎報酬および業績報酬は、金銭にて毎月付与いたします。

株式報酬については、付与される株式の譲渡制限期間は退任日までとし、インサイダー取引を防止するために、退任後も1年間は株式を売却できなくするとともに、正当でない理由による退任は、期間の経過によらず当社が全株無償取得する設計にしております。

なお、取締役会は当期に係る個人別の報酬等の内容について、報酬委員会が報酬額決定基準に基づいて公正かつ透明性をもって審議のうえ決定したことから、以上a. からe. の方針に沿うものであると判断しております。

ご参考 2023年度 役員報酬制度の改定内容

報酬委員会では取締役（社外取締役を除く）の報酬等につき、当社が将来にわたって社会に貢献し、必要とされる存在であり続けるために、ESGに関する指標を導入することを決定しました。

具体的には、すでに導入している「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」に加え、新たに、ESGの指標の達成を要件として付加した「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」を導入します。いずれも継続した勤務が譲渡制限解除の条件となります。ESG指標としては、温室効果ガス削減、働きがい・ダイバーシティの推進およびコンプライアンスに関するものです。

制度設計上の株式報酬の総報酬に占める割合は、勤務継続型とESG指標要件型の合計で、現在の10%から15%に増加しますが、報酬委員会にて定めたESG指標が全て未達の場合には、2022年度の水準よりも株式報酬は減少します。ESGの指標の達成状況に応じて株式報酬の割合は次のように変動します。

基準値（経常利益400億円）の場合の株式報酬の割合

報酬形態	ESG指標の達成状況と、総報酬に占める株式報酬 （勤務継続型とESG指標要件型の合計）の割合		
	目標達成	一部達成	全て未達
株式報酬割合	15%	10% (2022年度と同水準) ～12.5%	7.5% (勤務継続型のみで、株式報酬の総額は2022年度より減少する。)

株式報酬に関する方針を見直すことで、取締役（社外取締役を除く）の報酬割合は連結経常利益400億円、ESGのKPIをすべて達成した時に基礎報酬53%、業績報酬32%、株式報酬15%となりますが、会社業績に応じ業績報酬が変動するため、基礎報酬、業績報酬、株式報酬の割合が以下の範囲内で変動します。

連結経常利益	0円以下	200億円	400億円	600億円	800億円以上
基礎報酬割合	78%	65%	53%	48%	40%
業績報酬割合	0%	17%	32%	38%	48%
株式報酬割合	22%	18%	15%	14%	12%

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等における重要な兼職の状況

「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社はいずれの法人等とも特別の関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

a. 社外取締役の主な活動状況等

区分	氏名	取締役会出席率(%)	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松永 守央	100	<p>当期開催の取締役会13回すべてに出席しました。工学における専門知識と大学教授および国立大学法人の学長としての組織運営の豊富な経験を活かし、中長期的な企業価値向上の観点から、DX（デジタルトランスフォーメーション）対応、当社技術の利活用、電子材料を中心とした顧客対応等社内の常識にとらわれない経営陣から独立した立場で議案および審議等において積極的な発言を行っております。</p> <p>また、当期開催の指名検討委員会7回、報酬委員会10回および内部監査委員会3回すべてにも出席しました。なお、報酬委員会委員長として、企業価値の持続的な向上や株主との一層の価値共有にむけ、同氏の経験や知見にもとづき意見を述べるとともに、同委員会における議論を主導し、当社が将来にわたって社会に貢献し、必要とされる存在であり続けるために、ESGに関する指標を導入、さらに取締役（社外取締役を除く）の報酬等の割合の見直しを行いました。</p>
取締役	戸井田 和彦	100	<p>当期開催の取締役会13回すべてに出席しました。自動車産業における経営者としての豊富な知識と経験を活かし、中長期的な企業価値向上の観点から、中期経営計画の進捗管理、組織再編、事業の運営等社内の常識にとらわれない経営陣から独立した立場で議案および審議等において積極的な発言を行っております。</p> <p>2022年6月29日開催の取締役会以降は、議長として取締役会の審議事項や運用の在り方等に関与、取締役会の実効性評価でも各社外取締役、監査役および代表取締役と意見交換の上、中心的な役割を果たす等取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、当期開催の指名検討委員会7回、報酬委員会10回および内部監査委員会3回すべてにも出席しました。なお、指名検討委員会委員長として、その豊富な業務執行や経営の経験や知見にもとづき意見を述べるとともに、同委員会における議論を主導し、当社の経営者候補者の面談やサクセッションプランニングを行いました。</p>
取締役	武川 恵子	100	<p>当期開催の取締役会13回すべてに出席しました。女性活躍推進など政策の立案・実行に携わった豊富な知識と経験を活かし、ダイバーシティ、人材確保・育成、内部通報制度の運用方法等社内の常識にとらわれない経営陣から独立した立場で議案および審議等において積極的な発言を行っております。</p> <p>また、当期開催の指名検討委員会7回、報酬委員会10回および内部監査委員会3回すべてにも出席しました。なお、内部監査委員会委員長として、経営全般の監視・監督機能の強化の面から、同氏の経験や知見にもとづき意見を述べるとともに、同委員会における議論を主導し、内部監査の方針・計画および監査結果の評価を取りまとめました。</p>

b. 社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席率(%)	監査役会 出席率(%)	主な活動状況
監査役	石田 徹	100	100	当期開催の取締役会13回および監査役会13回すべてに出席しました。長年の商工業の振興に寄与する要職者としての経験と立場から、カーボンニュートラル対応、エネルギー価格上昇、リスクマネジメント等幅広い視点で議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。また、当期開催の指名検討委員会7回および報酬委員会10回すべてにも出席しました。
監査役	井上 宏	100	100	当期開催の取締役会13回および監査役会13回すべてに出席しました。検事および弁護士としての法曹界における経験と専門的見地から、法的手続き、内部通報制度の運用、ICTセキュリティ対応等幅広い視点で議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。また、当期開催の指名検討委員会7回および報酬委員会10回すべてにも出席しました。

ハ. 社外役員の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる 役員の員数 (人)
社外役員	78	5

二. 独立役員の届出について

当社の社外役員は、いずれも経営陣をはじめとする特定の者と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社は、社外取締役（松永守央、戸井田和彦、武川恵子）および社外監査役（石田徹、井上宏）の5名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

ご参考

コーポレートガバナンス

当社では、コーポレートガバナンスとは、株主、お客様、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであると認識しており、当社の経営理念である「創造と前進を旨とし 価値ある商品によって社会に貢献し 社業の永続的発展成長を期す」の下、パーパス「探索精神と多様な技術の融合で、地球を笑顔にする。」を機軸として、全社ビジョン「マテリアルの知恵で“未来”に貢献する、事業創発カンパニー。」を達成するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じていくことであり、経営上の最も重要な課題のひとつとみなしております。

具体的には、「全てのステークホルダーへの貢献」を目的とし、次の事項に留意した施策を当社グループ全体として実施しております。

- ・株主各位に対しては、業績に応じた適正な配当、適切な情報開示
- ・お客様に対しては、価値ある商品の供給
- ・地域社会との関係では、共生・共栄
- ・従業員に対しては、働きがいのある労働環境と労働条件の実現

また、公正かつ価値ある企業活動を可能とするための制度上の裏付けとして、次の施策等を実施しております。

- ・倫理規定を含む各種内部規則の制定
- ・社外取締役・社外監査役の選任
- ・各種内部監査制度や内部通報制度の導入

取締役と業務執行

取締役は、取締役会（毎月1回定時開催のほか随時開催）において経営上の重要な事項を審議するとともに、職務の執行を監督しております。適切かつ効率的に監督機能を果たすために、取締役会は事業に精通した取締役に社外取締役を加えた構成としております。また、取締役会の経営監督機能と業務執行機能の分離を実現するために、取締役会の議長は互選により選出することとしており、2022年6月29日開催の取締役会より、社外取締役戸井田和彦を議長として選出しております。

業務執行については、執行役員制度を導入しております。上級の執行役員をメンバーとする執行最高会議（毎月2回定時開催のほか随時開催）において業務執行に関する重要な事項を審議し、その結果に基づいて執行役員の指揮の下に業務を遂行しております。

取締役に兼務する執行役員の中で、代表取締役社長が三井金属グループの経営計画の立案、決定および推進における最高経営責任を担うとともに、三井金属グループの業務執行における最高業務執行責任を担っております。

なお、当社では、全社経営戦略を業務執行の現場に迅速に徹底させる、また、経営判断にあたっては業務の実情を熟知しておく必要があるとの考えから、代表取締役および業務執行取締役は、全社あるいは各事業部門・機能部門を担当する執行役員を兼務しております。

監査役

当社は監査役制度を採用しております。

監査役は、当社での業務執行経験をもつ常勤監査役2名と、非常勤の社外監査役が2名であります。監査役は、監査役会で決定した監査計画に従い、取締役の職務の執行等を監査しております。

なお、常勤監査役2名のうち1名は、当社グループの財務、広報、経営企画等を中心とした経験とCSR、財務、広報、IR等に関する相当程度の知見を有する者であります。また1名は、当社グループにおける総合研究所長や海外拠点の責任者等の経験と、研究開発、製造、経営企画等に関する相当程度の知見を有する者であります。

監査役会は、監査役全員で構成され、事業の特性を理解したうえで取締役の職務執行を監視することにより経営の健全性を確保しております。監査役会は1か月に1回以上の頻度で開催しております。また、監査役のスタッフとして監査役室を設け、室員7名（兼任）を置いております。

監査役は、会計監査人からは会計監査計画の説明、監査結果の報告を受けております。また、それ以外にも会計監査人と定期的に意見交換を行っており、緊密に連携を図っております。

会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の指定有限責任社員であり、業務執行社員でもある公認会計士3名が執行しており、その会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他16名であります。

内部監査委員会および監査部

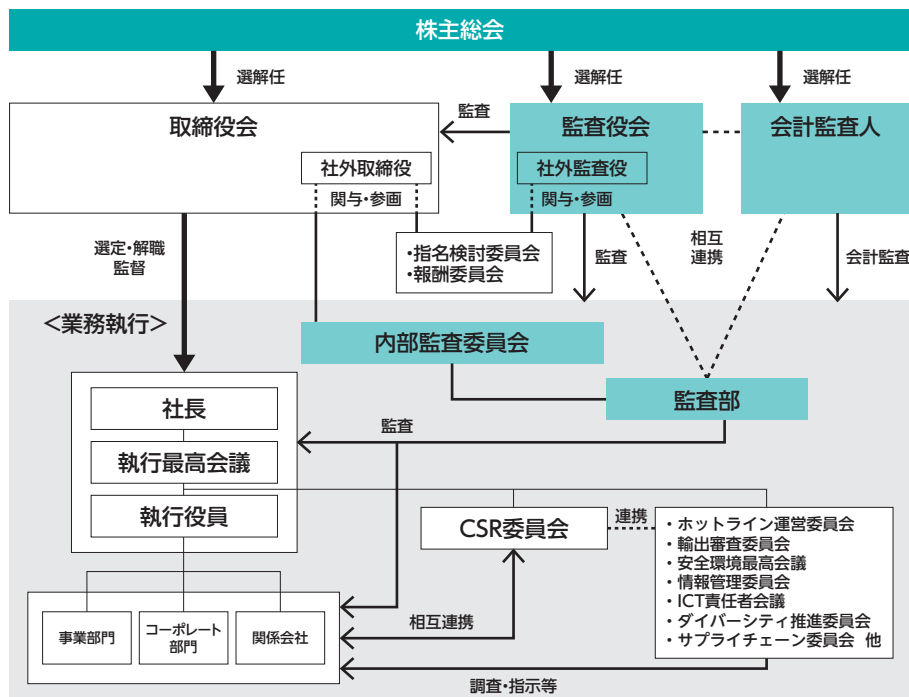
当社は取締役会直轄の内部監査委員会を組織し、この内部監査委員会が監査部の実施する内部監査の方針・計画の承認および監査結果の報告受領とその評価を行っております。なお、内部監査委員会の承認を受けた監査結果については、監査部より取締役会に対して報告しております。

内部監査委員会の委員長は、取締役会の指名により、社外取締役から選任されます。

内部監査は、監査部員に加え、監査部長が選任し内部監査委員会が承認した監査担当者が、当社の各事業部・事業所ならびに国内・外の各関係会社を訪問し、法令等の遵守の状況、内部統制の整備状況、会計処理の適正性等について監査を実施しております。

監査部の実施する内部監査の結果については、監査役に対して遅滞なく報告するとともに、会計監査人に対しても適宜報告しております。

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図



(注) 当社監査役と関係会社各社の監査役とは随時連携をとっております。

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、下記の当社ウェブサイトで公開しております。

<https://www.mitsui-kinzoku.com/Portals/0/images/toushi/management/governance/cgguideline.pdf>

取締役会の実効性評価

2021年度の実効性評価は、取締役会メンバー全員による自己評価を取締役会事務局が取り纏め、「課題はあるものの、取締役会の実効性は向上してきている」という結果でありましたが、2022年度の実効性評価は、アンケート形式で取締役会メンバー全員が個別に自己評価したものを第三者機関が集約、取締役会議長である社外取締役が、その集約結果につき社外取締役・監査役全員と意見交換を行う形で実施いたしました。

結果としては、取締役会の在り方（ガバナンス体制を踏まえた監督機能、意思決定機能）に関する認識共有、取締役会の構成（経営戦略に照らして必要なスキルが足りているか）、取締役会の運営（自由闊達な議論が出来る場の醸成）などにつき、社内役員・社外役員とも十分または概ね十分であるという評価となり、全体的に取締役会の実効性は確保されていると判断しております。

なお、ESGへの対応やSDGsへの取組み等、サステナビリティの基本的な方針および、この向上のための取組みや開示についての議論など、従来と比較して十分出来るようになってきていると判断できるものの、人的資本・知的財産への投資等の経営資源配分、事業ポートフォリオに関する戦略実行についてなど、今後取締役会において議論をより深めていくべき課題もあるという評価となりました。

また今回は、社外取締役および社外監査役が中心となり、指名検討委員会および報酬委員会についても評価を実施いたしました。両委員会とも、その運営全般につき十分または概ね十分であるという評価になりましたが、取締役会へのフィードバックの在り方、サクセッションプランに関する議論など、まだ改善が必要な課題があるという認識を共有しております。

取締役会としては、引き続き目線を上げて実効性の向上を図ってまいります。

ご参考

行動規準

1.三井金属グループの社会的使命

価値ある商品により、社会に貢献します。

2.三井金属グループの一員としての自覚と社会的責任

三井金属グループの一員としての自覚、ふさわしい品位と責任を常にもって行動し、全てのステークホルダーとコミュニケーションをはかり、積極的に社会貢献活動を進めます。

3.コンプライアンスの実践

国内外の法規、ルールおよび社内規則を遵守し、かつ社会良識に基づいて行動します。

4.公正な事業活動

自由かつ公正な競争に基づく適正な営業活動を行ないます。

また、政治、行政、取引先などとの健全かつ透明な関係を維持し、不正な行為に関与しません。

5.反社会的行為の排除

反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

6.積極的な情報開示と情報管理の徹底

企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに、個人情報、顧客情報をはじめとする機密情報の保護と管理を徹底します。

7.地球環境への貢献

環境問題に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

8.働きやすい職場環境の確保

従業員の人權、人格、個性を尊重し、多様な人材が活躍できる、安全で働きやすい職場環境を確保します。

9.経営幹部の率先垂範

経営幹部は、この行動規準の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、自ら責任をもって行動します。

(注)本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

「研究開発および資源開発の状況」、「財産および損益の状況の推移」、「主要拠点等」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「株式の状況」、「会計監査人の状況」および「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」として表示すべき事項は、インターネット上の当社ウェブサイトに (https://www.mitsui-kinzoku.com/toushi/stock_info/shareholders_meeting/) に掲載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (単位：百万円)

科目	第98期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第97期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	347,165	359,045
現金及び預金	26,817	29,615
受取手形、売掛金及び契約資産	110,959	122,227
商品及び製品	62,056	63,379
仕掛品	39,276	39,983
原材料及び貯蔵品	74,918	74,112
その他	33,286	29,988
貸倒引当金	△149	△263
固定資産	284,728	278,832
有形固定資産	197,758	197,124
建物及び構築物	208,770	203,320
機械装置及び運搬具	513,103	497,955
土地	31,796	31,671
リース資産	5,536	4,640
建設仮勘定	11,290	10,269
その他	63,186	60,500
減価償却累計額	△635,925	△611,232
無形固定資産	8,772	9,137
投資その他の資産	78,197	72,571
投資有価証券	61,864	55,931
長期貸付金	405	412
退職給付に係る資産	7,631	7,577
繰延税金資産	5,752	5,702
その他	2,642	3,061
貸倒引当金	△98	△114
資産合計	631,894	637,878

科目	第98期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第97期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	198,795	223,800
支払手形及び買掛金	56,208	61,073
短期借入金	65,206	76,605
コマーシャル・ペーパー	18,000	18,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	642	555
未払法人税等	1,787	5,265
未払消費税等	260	1,137
賞与引当金	5,659	6,054
製品保証引当金	548	716
工事損失引当金	57	0
棚卸資産処分損失引当金	562	569
その他	39,863	43,821
固定負債	171,691	164,029
社債	40,000	40,000
長期借入金	86,043	80,495
リース債務	1,571	1,472
繰延税金負債	8,034	5,666
役員退職慰労引当金	389	515
環境対策引当金	1,275	734
金属鉱業等鉱害防止引当金	839	804
訴訟損失引当金	-	163
退職給付に係る負債	28,394	27,331
資産除去債務	3,726	4,320
その他	1,416	2,525
負債合計	370,487	387,829
純資産の部		
株主資本	243,360	241,075
資本金	42,178	42,149
資本剰余金	18,729	18,701
利益剰余金	183,080	180,851
自己株式	△628	△626
その他の包括利益累計額	10,010	△1,383
その他有価証券評価差額金	3,362	2,512
繰延ヘッジ損益	△4,098	△11,641
為替換算調整勘定	10,682	6,924
退職給付に係る調整累計額	64	821
非支配株主持分	8,035	10,356
純資産合計	261,406	250,048
負債・純資産合計	631,894	637,878

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (単位：百万円)

科目	第98期 2022年4月 1日から 2023年3月31日まで	(ご参考) 第97期 2021年4月 1日から 2022年3月31日まで
売上高	651,965	633,346
売上原価	572,628	510,782
売上総利益	79,337	122,564
販売費及び一般管理費	66,808	61,826
営業利益	12,528	60,737
営業外収益	10,565	9,222
受取利息	237	119
受取配当金	1,323	1,109
持分法による投資利益	5,726	4,541
為替差益	1,543	2,060
その他雑収益	1,734	1,391
営業外費用	3,207	3,969
支払利息	2,011	1,852
その他雑費用	1,195	2,117
経常利益	19,886	65,990
特別利益	498	2,558
固定資産売却益	129	245
投資有価証券売却益	25	900
過年度関税戻入益	—	1,141
貸倒引当金戻入額	52	—
受取保険金	84	53
関係会社清算益	86	—
その他特別利益	120	217
特別損失	5,195	4,034
固定資産売却損	155	53
固定資産除却損	2,450	2,865
関係会社株式評価損	1,096	—
環境対策費用	745	140
その他特別損失	746	974
税金等調整前当期純利益	15,189	64,514
法人税、住民税及び事業税	6,022	10,612
法人税等調整額	2,514	1,031
当期純利益	6,653	52,871
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,858	782
親会社株主に帰属する当期純利益	8,511	52,088

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」として表示すべき事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.mitsui-kinzoku.com/toushi/stock_info/shareholders_meeting/) に掲載しております。

計算書類

貸借対照表 (単位：百万円)

科目	第98期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第97期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	200,763	230,073
現金及び預金	6,405	9,026
受取手形	1,450	1,965
売掛金	52,853	67,606
商品及び製品	32,084	34,680
仕掛品	13,773	13,275
原材料及び貯蔵品	32,353	33,242
前渡金	1,110	1,588
前払費用	778	721
短期貸付金	41,619	51,646
未収入金	14,604	11,084
立替金	3,637	4,275
デリバティブ債権	85	822
その他	45	192
貸倒引当金	△36	△55
固定資産	227,614	217,335
有形固定資産	45,936	47,031
建物	41,944	42,906
構築物	12,980	13,492
機械及び装置	110,168	113,775
車両運搬具	549	527
工具器具備品	9,804	9,597
鉱業用地	175	175
土地	15,300	15,859
リース資産	146	247
建設仮勘定	1,912	1,273
減価償却累計額	△147,044	△150,824
無形固定資産	6,207	5,552
諸権利	5,194	2,565
ソフトウェア仮勘定	1,012	2,987
投資その他の資産	175,469	164,750
投資有価証券	7,343	7,349
関係会社株式	102,471	101,998
その他の関係会社有価証券	1,967	1,807
関係会社出資金	3,026	3,026
長期貸付金	56,772	46,187
デリバティブ債権	5	41
その他	4,655	4,818
貸倒引当金	△771	△478
資産合計	428,377	447,408

科目	第98期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第97期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	124,390	159,123
買掛金	25,863	34,342
短期借入金	19,278	15,919
コマーシャル・ペーパー	18,000	18,000
一年内返済予定の長期借入金	17,693	29,112
一年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	16	41
未払金	9,217	11,076
未払費用	674	704
未払法人税等	24	2,028
前受金	216	529
預り金	19,488	28,647
賞与引当金	2,166	2,446
デリバティブ債務	1,750	6,272
その他	0	0
固定負債	145,776	139,325
社債	40,000	40,000
長期借入金	84,903	79,097
リース債務	12	72
退職給付引当金	16,763	16,681
環境対策引当金	1,204	712
金属鉱業等鉱害防止引当金	258	255
訴訟損失引当金	—	103
資産除去債務	126	126
繰延税金負債	1,884	494
デリバティブ債務	503	1,628
その他	119	154
負債合計	270,167	298,449
純資産の部		
株主資本	157,769	154,409
資本金	42,178	42,149
資本剰余金	22,606	22,578
資本準備金	22,606	22,578
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	93,612	90,308
利益準備金	2,406	2,406
その他利益剰余金	91,206	87,902
繰越利益剰余金	91,206	87,902
自己株式	△628	△626
評価・換算差額等	440	△5,450
その他有価証券評価差額金	2,632	1,847
繰延ヘッジ損益	△2,191	△7,298
純資産合計	158,210	148,958
負債・純資産合計	428,377	447,408

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (単位：百万円)

科目	第98期 2022年4月 1日から 2023年3月31日まで	(ご参考) 第97期 2021年4月 1日から 2022年3月31日まで
売上高	340,505	339,816
売上原価	309,287	285,783
売上総利益	31,217	54,032
販売費及び一般管理費	35,421	31,693
営業利益又は営業損失 (△)	△4,203	22,339
営業外収益	18,674	17,484
受取利息及び配当金	16,360	13,679
その他収益	2,313	3,805
営業外費用	1,647	1,584
支払利息	905	834
その他費用	741	749
経常利益	12,823	38,240
特別利益	143	1,421
固定資産売却益	22	6
投資有価証券売却益	—	1,074
関係会社株式売却益	34	—
関係会社清算益	79	338
その他利益	8	2
特別損失	1,267	1,740
固定資産除売却損	358	1,211
減損損失	—	113
貸倒引当金繰入額	278	229
環境対策引当金繰入額	495	—
その他損失	135	185
税引前当期純利益	11,699	37,921
法人税、住民税及び事業税	886	2,790
法人税等調整額	1,226	60
当期純利益	9,586	35,069

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.mitsui-kinzoku.com/toushi/stock_info/shareholders_meeting/) に掲載しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

三井金属鉱業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 宏 明
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 永 峯 輝 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井金属鉱業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井金属鉱業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

三井金属鉱業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 宏 明
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 永 峯 輝 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井金属鉱業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として各会議体への参加並びに一部監査等にweb会議システムを利用するなどして行い、当初の監査計画を実行しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等および有限責任あずさ監査法人から受けております。
 - ④ なお、感染症、原材料費やエネルギー価格の高騰ならびに国際的な政治情勢の変化などの影響により、経営環境の不確実性が高まっていることを踏まえた当社グループの対応について引き続き注視してまいります。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

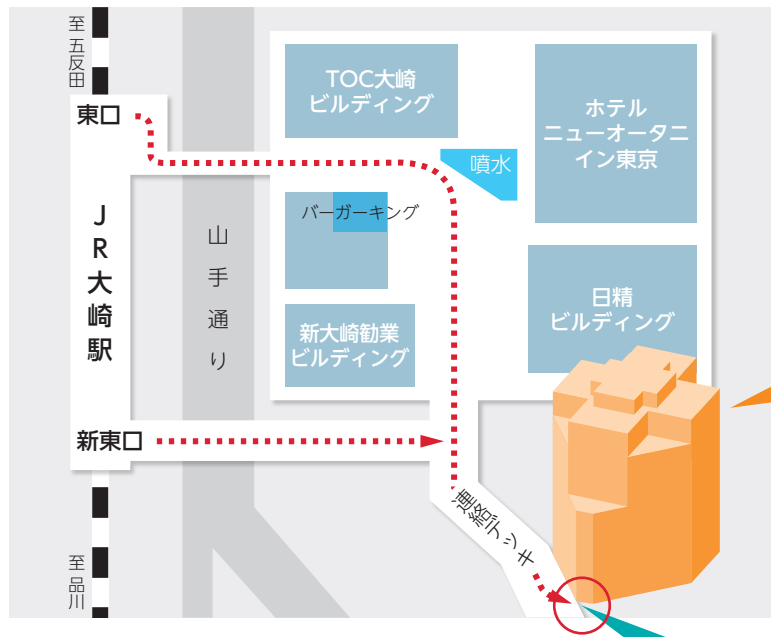
三井金属鉱業株式会社 監査役会

常勤監査役	沓内	哲	㊟
常勤監査役	福本	浩敏	㊟
社外監査役	石田	徹	㊟
社外監査役	井上	宏	㊟

以上

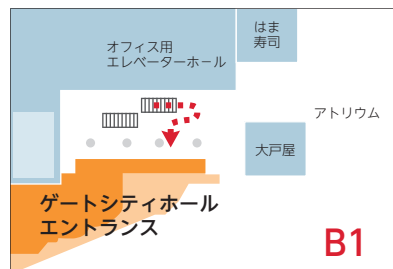
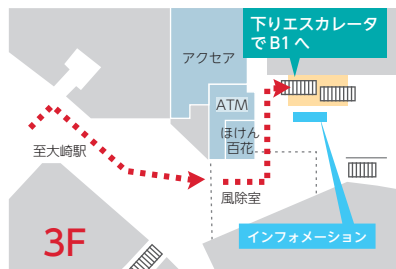
株主総会会場ご案内図

会場	ゲートシティホール (ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)
開催日時	2023年6月29日 (木曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
交通	JR山手線、湘南新宿ライン、埼京線、りんかい線 「大崎駅」下車 新東口より徒歩約3分



会場までの アクセス

ゲートシティ大崎への連絡デッキからそのままウエストタワーの3階入口へお入りになり、下りエスカレーターで地下1階までお越しください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。